

令和 8 年度版 事業概要

〈令和 7 年度実績〉



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県秩父保健所

目 次

第 1 管内の概況

1 管内の概要	1
2 管内の人口等	2

第 2 沿革及び組織

1 沿革	3
2 組織及び事務分掌	4
(1) 組織	4
(2) 各担当事務分掌	4

第 3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当	7
1 衛生関係免許事務	7
(1) 免許事務の概要	7
(2) 免許の種類	7
(3) 申請の種類	7
2 厚生統計調査	9
(1) 人口動態調査	9
(2) その他の調査・報告	9
3 地域医療体制の整備	10
(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況	10
(2) 埼玉県秩父地域医療構想調整会議・埼玉県秩父地域保健医療協議会 ・埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議	12
(3) 救急医療体制	13
(4) 医療従事者の状況	14
(5) 立入検査等	16
4 ちちぶ医療協議会への支援	16
5 学生実習等の受入	17
6 地域医療連携推進事業	17
7 保健所別研修	17
II 保健予防推進担当	19
1 健康づくり・栄養	19
(1) 健康増進（栄養等）の実施	19

(2) 食環境整備事業の実施	19
(3) 食育推進事業の実施	20
(4) 健康長寿計画推進事業の実施	21
(5) 受動喫煙防止対策	22
(6) 国民健康・栄養調査	23
2 母子保健	24
(1) 相談指導の実施	24
(2) 療育医療の給付	24
(3) 不妊治療費助成事業助成金の支給	24
(4) 子どもの心の健康相談事業の実施	24
(5) 母子保健連絡調整会議等の開催	25
(6) ふれあい親子支援事業の実施	25
(7) 妊娠期からの虐待予防強化事業	26
3 歯科保健	27
(1) 歯科口腔保健連携推進事業	27
4 精神保健福祉	28
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請及び通報の対応状況	28
(2) 精神保健福祉相談	28
(3) 精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築事業	28
(4) ひきこもり相談事業	30
(5) 措置入院者退院後支援事業	31
(6) 嗜癖問題対策	32
(7) 他機関との連携	32
(8) 自殺対策	32
5 感染症対策	34
(1) 感染症（結核を除く）の発生の状況（全数把握）	34
(2) 感染症（結核を除く）の発生の状況（定点把握）2025 年第 14 週から 2026 年第 13 週	34
(3) 社会福祉施設等における感染症の集団発生状況	34
(4) 感染症診査協議会	35
(5) 感染症発生動向調査事業について	35
(6) 新興感染症対策	35
(7) 性感染症等に関する検査及び相談の実施	37
(8) 肝炎治療特別促進事業の実施	37
6 結核対策	38
(1) 結核登録者数の推移	38
(2) 新規登録者（市町別・活動性分類）	38

(3) 新規登録者（年齢階級別）	38
(4) 管理検診・接触者健康診断の実施	38
(5) 訪問指導・来所相談及び電話相談の実施	39
7 難病対策	40
(1) 指定難病の医療給付	40
(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	45
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付	45
(4) 相談指導の実施	45
(5) 難病相談事業の実施	46
(6) 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会	47
8 原子爆弾被爆者対策	47
9 保健師人材育成	47
(1) 県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議（地域別会議）	47
(2) 新任保健師研修	47
(3) 秩父地域保健師会	48
10 秩父地区地域看護推進会議	49
Ⅲ 生活衛生・薬事担当	50
1 医薬品、血液等の安全確保	50
(1) 薬務関係施設数及び立入検査数	50
(2) 麻薬・覚醒剤関係業務	51
(3) 大麻・けし	51
(4) 薬物乱用防止事業	51
(5) 献血推進事業	51
(6) 温泉	52
2 食品の安全性の確保	52
(1) 業種別食品営業施設数	52
(2) 食中毒の発生状況	55
(3) 監視指導等実施状況	55
(4) 衛生講習会等実施状況	55
3 生活環境の確保	55
(1) 衛生的な生活環境の確保	55
(2) 動物の適正な飼育管理	56
(3) 水道普及状況	57
(4) 水質検査	58
(5) 特定動物の飼養又は保管の許可	58
(6) 動物取扱業者	59

第4 衛生統計資料

1 人口	61
（1）管内人口の年次推移	61
（2）人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕	62
（3）人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕	64
2 人口動態	66
（1）人口動態総覧	67
（2）出生	69
（3）死亡数・死因〔死因簡単分類別・埼玉県・管内・市町別〕	70
（4）死亡率順位〔死因別・管内〕	73
（5）がんの死亡数〔部位別・管内〕	74
（6）諸率の年次推移〔全国・埼玉県・秩父保健所管内〕	75

第5 参考資料

1 秩父保健所感染症診査協議会委員	83
2 埼玉県秩父地域保健医療協議会委員	83
3 埼玉県秩父地域医療構想調整会議委員	83
4 埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議委員	84
5 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員	85
6 関係団体	85
7 健康相談等日程表	86
（1）健康相談	86
（2）検査	86

第 1 管内の概況

1 管内の概要

秩父保健所は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の 1 市 4 町を所管区域としている。管内地域は県の北西部に位置し、東京、群馬、長野、山梨の 1 都 3 県に接し、荒川の水源を擁するとともに緑豊かな自然環境に恵まれ、長瀬に代表される優れた景観を有している、。

管内面積は 892.62 平方キロメートルで県土の約 4 分の 1 を占め、人口は令和 8 年 1 月 1 日現在、88,473 人で県人口の 1.2%を占めている。

都心から 80 キロメートル圏内に位置し、一般国道 140 号・299 号、秩父鉄道及び西武鉄道が地域の主要交通手段となっている。

古くは秩父絹の産地としてその名を全国に轟かせ、秩父鉄道開業後には秩父セメントの創業（大正 12 年）に始まる武甲山の石灰石を利用したセメント産業が盛んとなり、昭和 30～40 年代の高度経済成長期には、衰退した養蚕・絹織業・林業に代わり、電気・精密等の機械工業の進出も見られた。

近年は、余暇活動の増加を背景に、観光農林業など都市住民との交流を通じた新たな産業が展開されている。

【秩父保健所管内図】



2 管内の人口等

令和 8 年 1 月 1 日現在の管内の推計人口は 88,473 人、世帯数は 40,524 世帯である。令和 7 年の同期に比べ人口は 1,646 人減少、世帯数は 168 世帯減少しており、一世帯当たりの人数は 2.2 人である。

若年層の流出と出生数の減少により人口は減少の一途をたどっている一方、高齢化及び核家族化が年々進行し、特に高齢者のみの世帯が増加している。

65 歳以上の老年人口が全人口に占める割合は 37.9%と県内で最も高く、県平均の約 1.4 倍に達している。

〔市町別人口世帯数等〕

令和 8 年 1 月 1 日現在

	人 口 (人)	世帯数 (戸)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
埼 玉 県	7,368,512	3,598,542	3,797.75	1,940.2
管 内 計	88,473	40,524	892.62	99.1
秩 父 市	56,230	25,973	577.83	97.3
横 瀬 町	7,502	3,328	49.36	152.0
皆 野 町	8,708	3,934	63.74	136.6
長 瀬 町	6,223	2,847	30.43	204.5
小鹿野町	9,810	4,442	171.26	57.3

*人口・世帯数：埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部総計課）

面積：全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

令和 8 年 4 月 1 日時点、秩父市及び横瀬町は境界の一部が未定のため参考値

〔市町別年齢 3 区分別人口〕

令和 8 年 1 月 1 日現在

	総 数 (人)	年齢区分別人口 (人)			構成比 (%)		
		0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
埼 玉 県	7,368,512	805,879	4,569,672	1,992,956	10.9	62.0	27.1
管 内 計	88,473	7,956	47,012	33,505	9.0	53.1	37.9
秩 父 市	56,230	5,401	30,461	20,368	9.6	54.2	36.2
横 瀬 町	7,502	723	4,067	2,712	9.6	54.2	36.2
皆 野 町	8,708	726	4,440	3,542	8.3	51.0	40.7
長 瀬 町	6,223	457	3,154	2,612	7.3	50.7	42.0
小鹿野町	9,810	649	4,890	4,271	6.6	49.9	43.5

*埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部統計課）

第2 沿革及び組織

1 沿革

昭和 19年10月1日	通信省簡易保険健康相談所が県に移管され、大宮、川越、熊谷、幸手の各保健所とともに、県下第6番目の保健所として、秩父町大字大宮（現上町）1289番地に開設される。 （管内は5町20村、職員数は5人）
22年9月	保健所法改正により、行政事務が移管（職員数10人）
25年12月1日	機構改革により、庶務課、衛生課、予防課の3課制
27年7月1日	新庁舎を秩父市大宮（現熊木町）527-6番地に建設
40年5月1日	保健婦室を新設（庶務課・衛生課・予防課・保健婦室の1室3課制 職員数39人）
44年7月10日	新庁舎を現在地（秩父市桜木町8番18号）に竣工、移転
47年5月1日	計画課を新設（庶務課・計画課・衛生課・予防課・保健婦室の1室4課制）
51年5月1日	保健婦室を保健婦課に改称（5課制 職員数31人）
平成 3年4月	計画課を廃止、地域保健企画担当を新設
11年4月1日	・福祉と保健医療に係る施策の総合調整を行う組織として埼玉県福祉保健総合センターが設置される。 ・組織は、企画管理部（総務担当、計画推進担当）及び福祉保健部（地域福祉・保護担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当）の2部・5担当制（職員数43人）
13年4月1日	細菌検査・水質検査等の業務を衛生研究所へ移管
22年4月1日	・秩父福祉保健総合センターが改編され、秩父保健所と秩父福祉事務所に再編 ・秩父保健所の組織は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当制（職員数21人）

2 組織及び事務分掌

(1) 組織

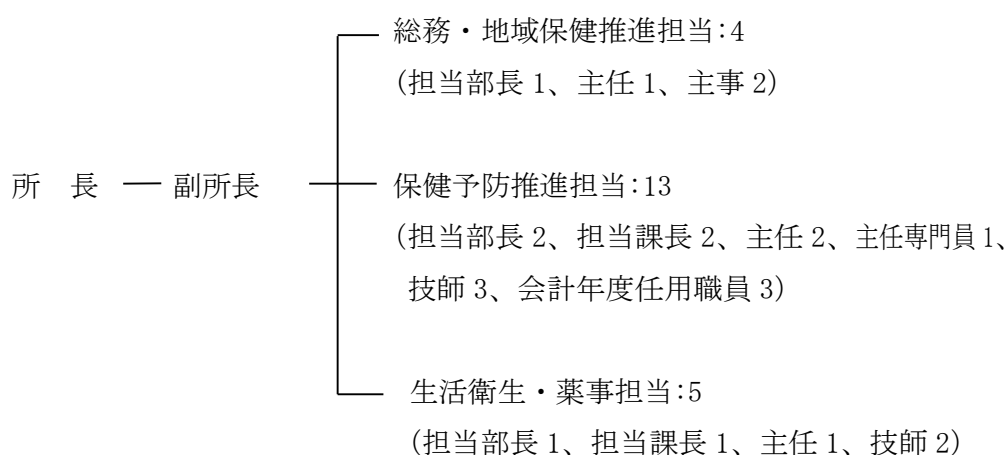
秩父保健所は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当で構成され、職員数は兼務職員を含め24人である。

〔職員数〕

令和8年4月1日現在

所 長	副所長	担当部長	担当課長	主 任	主任専門員	主事・技師	会計年度 任用職員	合 計
1	1	4	3	4	1	7	3	24

【秩父保健所組織図】（令和8年4月1日現在）



(2) 各担当事務分掌

〔総務・地域保健推進担当〕

- ア 人事、給与、服務、文書、公印、福利厚生等に関すること
- イ 経理に関すること
- ウ 公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること
- エ 調理師、栄養士等の免許等に関すること
- オ 表彰に関すること
- カ 地域保健に関する市町村支援の企画・調整に関すること
- キ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- ク 初期救急医療を始めとした地域医療提供体制の整備に係る市町村支援に関する
こと
- ケ 小児救急医療及び周産期医療（分娩を含む。）を始めとした地域医療提供体制の
整備に向けた取組の推進に関すること
- コ 保健・医療・介護・福祉の連携の推進及び関係機関のネットワークづくりに関す
ること
- サ 保健・医療・介護・福祉に係る情報等の収集、分析及び提供に関すること

- シ 地域保健医療計画の推進に係る保健所内の調整に関すること
- ス 圏域別取組の作成及び取組の推進に係る企画・調整並びに医療提供体制の確保に関すること
- セ 病院等の許可、立入検査、医療安全相談（埼玉県虐待禁止条例に基づく通報の対応含む）等の医事に関すること
- ソ 臨床研修医、臨床研修歯科医の研修に関すること
- タ 地域包括ケアシステムづくりの推進に関すること
- チ 災害等非常時における保健・医療・介護・福祉の体制整備等対応策の策定等に関すること
- ツ 調査・研究事業の調整に関すること
- テ 学生実習の受入れ調整に関すること
- ト 広聴広報の調整に関すること
- ナ ホームページの運用に関すること
- ニ 福祉事務所との総務事務に関する連絡調整事務

〔保健予防推進担当〕

- ア 健康づくりに関する事業の企画・実施に関すること
- イ 健康相談の実施に関すること
- ウ 健康教育の企画・実施に関すること
- エ 専門的母子保健に関すること
- オ 専門的栄養指導、特定給食施設等に対する指導等の栄養改善に関すること
- カ 栄養成分表示に関すること
- キ 受動喫煙防止対策に関すること
- ク 歯科保健に関すること
- ケ 精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉に関すること
- コ 難病対策及び被爆者の援護等に関すること
- サ 結核・感染症対策に関すること
- シ 健康増進、母子保健、栄養改善等に係る市町事業に対する専門的かつ技術的支援等に関すること
- ス 地域における保健・医療・福祉・介護職等の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築推進に関すること
- セ 児童虐待予防・防止に関すること
- ソ 不妊治療の支援に関すること
- タ 石綿健康被害対策に関すること
- チ 公費負担医療給付の申請受理・支給に関すること
- ツ 学生実習の受入れに関すること

〔生活衛生・薬事担当〕

- ア 食品営業許可並びに食品営業施設等の監視又は指導及びH A C C Pに沿った衛生管理に関すること
- イ 食中毒処理等に関すること
- ウ 食品関係営業者及び消費者の衛生教育等の企画・実施に関すること
- エ 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び旅館、公衆浴場、興行場の営業許可並びにそれらの監視・指導その他の環境衛生に関すること
- オ 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導に関すること
- カ 薬局等の許可及び監視・指導並びに医薬品等の適正使用に関すること
- キ 麻薬取扱者の免許等及び監視・指導に関すること
- ク 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止に関すること
- ケ 献血の普及啓発、献血組織の育成及び献血受入れ体制の整備の促進に関すること
- コ 毒物劇物営業者等の登録、届出及び監視並びに毒物劇物の適正管理に関すること
- サ 狂犬病予防、犬の捕獲及び犬の引取り並びに犬の適正な飼養に関すること
- シ 動物取扱業の登録、監視・指導等に関すること
- ス 特定動物の許可、監視・指導等に関すること
- セ 動物虐待の予防・防止など動物愛護に関すること
- ソ 水道事業の認可等、水道施設の監視・指導及び水質検査等の飲用水の衛生確保に関すること
- タ 温泉利用の指導に関すること
- チ 遊泳用プールの指導に関すること
- ツ 化製場等の許可、監視・指導等に関すること
- テ 輸出する食品等の衛生証明書の発行及び食品等の輸出を行う施設の監視・指導等に関すること

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当

1 衛生関係免許事務

(1) 免許事務の概要

衛生関係免許には、大臣免許（厚生労働大臣が与える免許）と知事免許（都道府県知事が与える免許）がある。免許は「籍」や「名簿」等に登録することにより与えられ、申請者に免許を与えたときは免許証を交付する。

大臣免許の申請書は、住所地（保健師・助産師・看護師は就業地）の知事が受理し、厚生労働省あて進達している。

知事免許は、地域機関事務の委任及び決裁に関する規則に基づき、申請書受理から免許証交付までの事務を保健所長が行っている。

〔根拠法令：医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、調理師法ほか〕

(2) 免許の種類

〔大臣免許〕

種 類	登録
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師	籍
臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	名簿
薬剤師	
管理栄養士	

〔知事免許〕

種 類	登録
栄養士、調理師、製菓衛生師	名簿
登録販売者	
准看護師	籍
クリーニング師	原簿

(3) 申請の種類

原則として、管内に住所地のある県民を対象に新規登録等の申請に関する事務を行っている。（准看護師は、他都道府県知事の免許も受付）

- ① 免許申請…………… 新規登録
- ② 籍（名簿）訂正・書換え申請… 登録事項（氏名・本籍地都道府県名など）に変更があった場合
- ③ 再交付申請…………… 紛失、毀損等をした場合
- ④ 抹消（削除）申請…………… 死亡・失踪宣告の場合、健康上の理由の場合

〔令和 7 年度 衛生関係免許申請受付件数〕

申請種類 免許種類		新規登録	訂正・書換	再交付	抹消（削除）	計
厚生労働大臣免許	医 師	1	1	1	－	3
	歯 科 医 師	2	－	－	－	2
	薬 剤 師	10	2	－	－	12
	管 理 栄 養 士	2	3	－	－	5
	保 健 師	－	1	－	－	1
	助 産 師	－	1	－	－	1
	看 護 師	19	8	－	－	27
	診療放射線技師	－	1	－	－	1
	臨床検査技師	1	1	－	－	2
	衛生検査技師	－	－	－	－	0
	理学療法士	9	－	－	－	9
	作業療法士	6	2	－	－	8
	視能訓練士	－	－	－	－	0
	計	50	20	1	－	71
知事免許	調 理 師	47	5	3	－	55
	製菓衛生師	－	－	－	－	－
	クリーニング師	1	－	－	－	1
	准 看 護 師	1	1	1	－	3
	栄 養 士	4	6	1	－	11
	登録販売者	8	2	2	－	12
	計	61	14	7	－	82
他県	准 看 護 師		－	－	－	－
合 計		111	34	8	－	153

2 厚生統計調査

保健医療行政の基礎資料とするため、各種の厚生統計調査を実施している。

(1) 人口動態調査

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の 5 種類の「人口動態事象」について、調査を実施している。また、5 年に一度、国勢調査が行われる年度は、人口動態調査（職業・産業）も実施している。

毎月、管内の市町から提出される人口動態調査票をとりまとめ、県保健医療政策課を経由して国に提出している。〔根拠法令：統計法、人口動態調査令〕

※調査結果の詳細は、「第 4 衛生統計資料 2 人口動態」を参照。

(2) その他の調査・報告

ア 特殊調査

調査名	実施時期	調査内容
国民生活基礎調査 (世帯票) (大規模調査により健康票・介護票追加)	毎年 (R7 実施)	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に明らかにする。 3 年周期で大規模調査（令和 7 年度実施。調査票に健康票・介護票が追加となる。）
社会保障・人口問題基本調査	毎年 (R7 実施)	社会保障・人口問題に関する事項を調査し、関連諸施策の策定に必要な基礎資料を得る。国立社会保障・人口問題研究所実地調査
医師・歯科医師・薬剤師届	2 年周期 (R6 実施)	医師、歯科医師及び薬剤師について、従事場所や診療科名等による分布を明らかにする。
医療関係従事者届	2 年周期 (R6 実施)	保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、住所等による分布を明らかにする。
患者調査	3 年周期 (R5 実施)	外来患者、入院患者の傷病等の実態を調査。
受療行動調査	3 年周期 (R5 実施)	受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査。

イ 定期報告

調査名	実施時期	調査内容
地域保健・健康増進事業報告	毎年	住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を市区町村ごとに把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。
医療施設静態調査	3 年周期	医療施設の分布や診療機能等を把握。(R5 実施)
病院報告	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握。

3 地域医療体制の整備

(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況

令和8年4月1日現在の秩父保健所管内の病院は、一般病院が7施設（うち公立病院2施設）である。病床数は、一般病床が472床、療養病床が225床、合計697床である。

一般診療所は有床診療所が3施設（41床）、無床診療所が82施設、合計85施設である。（予防接種等のための臨時の診療所は含まない。）

歯科診療所は47施設となっている。

管内の医療機関は秩父市内に集中しており、秩父地域の特殊性から地域格差が生じている。今後も、過疎地域医療（在宅医療）の充実及び中枢的な病院の整備など、住民への医療需要に応えていくことが必要である。

また、管内に産科医療機関が1施設しかないため、産科医療の維持に向けた産科医師の確保と産科施設の整備が急務となっている。

〔管内市町別・医療施設数〕

令和8年4月1日現在

市 町 名			秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	管内計
病 院	施 設 数		4	－	2	－	1	7
	病 床 数	一般	317	－	60	－	95	472
		療養	75	－	150	－	－	225
		精神	－	－	－	－	－	－
		結核	－	－	－	－	－	－
		感染症	－	－	－	－	－	－
		計	392	－	210	－	95	697
一 般 診 療 所	施 設 数	有床	1	－	－	2	－	3
		無床	59	4	6	3	10	82
		計	60	4	6	5	10	85
	病 床 数		15	－	－	26	－	41
歯 科 診 療 所			31	2	6	3	5	47
助 産 所			2	－	－	1	－	3
施 術 所			68	11	7	7	4	97
歯 科 技 工 所			6	－	－	2	2	10

注）施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（出張専門を除く。）及び柔道整復師に係る施術所の合計

〔医療施設数〕

令和 8 年 3 月末現在

	病 院		一 般 診 療 所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
全 国	7,968	1,444,207	105,631	66,227	65,213
埼 玉 県	341	62,797	4,660	2,098	3,446
管 内	7	697	85	41	47

注) 全国及び埼玉県の施設数・病床数等については、「医療施設動態調査（令和 8 年 3 月末概数）」（厚生労働省）による。

〔医療関係施設数の推移〕

各年度末現在

年 度	病 院							一般診療所			歯 科 診 療 所	助 産 所	施 術 所
	施 設	病 床 数						有 床	無 床	病 床 数			
		一般	療養	精神	結 核	伝 染	合計						
5	13	703	－	180	－	26	909	27	54	240	47	4	80
6	13	703	－	180	－	26	909	27	56	240	47	4	83
7	13	698	－	180	－	26	880	27	55	240	47	4	84
8	12	662	－	180	－	26	868	27	54	242	46	3	86
9	12	655	－	180	－	26	861	25	57	234	49	2	86
10	12	680	－	180	－	26	886	24	61	233	49	2	88
11	11	685	－	180	－	－	865	25	59	252	50	2	88
12	12	835	－	180	－	－	1,015	13	77	124	51	2	90
13	12	820	50	180	－	－	1,050	11	79	108	53	2	88
14	11	608	224	180	－	－	1,012	12	79	127	51	2	87
15	10	444	331	180	－	－	955	12	80	145	52	2	88
16	10	444	336	180	－	－	960	12	78	112	52	2	87
17	9	424	336	123	－	－	883	12	80	130	51	2	74
18	9	457	297	123	－	－	877	13	78	150	51	－	72
19	9	457	297	123	－	－	877	12	79	148	52	－	77
20	9	457	297	123	－	－	877	12	76	146	51	－	79
21	9	457	297	123	－	－	877	11	76	143	53	－	78
22	9	457	297	123	－	－	877	10	77	126	52	－	86
23	9	457	297	123	－	－	877	9	80	110	52	－	89
24	9	457	297	123	－	－	877	9	79	110	52	－	89
25	9	457	297	123	－	－	877	8	80	97	51	1	94
26	9	457	297	123	－	－	877	6	81	76	50	1	100
27	9	457	297	123	－	－	877	6	81	76	49	－	105
28	9	462	292	123	－	－	877	6	80	76	51	－	106
29	9	462	292	123	－	－	877	6	80	76	50	－	108
30	9	462	292	85	－	－	839	5	81	62	50	－	109
令和元	8	513	237	－	－	－	750	4	83	60	50	－	109
2	8	513	237	－	－	－	750	4	83	60	48	1	109
3	8	513	237	－	－	－	750	3	83	41	48	3	108
4	8	513	237	－	－	－	750	3	82	41	48	3	102
5	7	472	225	－	－	－	697	4	82	60	48	3	101
6	7	472	225	－	－	－	697	4	81	60	47	3	99
7	7	472	225	－	－	－	697	3	82	41	47	3	97

(2) 埼玉県秩父地域医療構想調整会議・埼玉県秩父地域保健医療協議会・埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議

医療法第30条の14の規定に基づく埼玉県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域医療構想調整会議を設置している

また、秩父保健医療圏における埼玉県地域保健医療計画を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域保健医療協議会を設置している。

さらに、秩父保健所管内における災害時の保健医療体制を確保するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議を設置している。

ア 令和7年度 開催状況

第1回埼玉県秩父地域医療構想調整会議

開催日	議 題
令和7年 8月27日 19:00～20:30 (Teams 併用)	(1) 副会長の選出について (2) 第1回地域医療構想推進会議の主な意見について (3) 新たな地域医療構想について (4) 地域医療体制の推進に係る課題解決に向けた今年度の圏域における取組について (5) 医療機関対応方針の協議・検証について (6) 令和5年度病床機能報告・定量基準分析の結果について (7) 令和6年度外来機能報告の結果及び紹介受診重点医療機関について (8) 秩父看護専門学校の今後について

第2回埼玉県秩父地域医療構想調整会議

開催日	議 題
令和7年 12月23日 19:00～20:30 (Teams 併用)	(1) 第2回地域医療構想推進会議の主な意見について (2) 国における新たな地域医療構想の検討状況について (3) 令和6年度病床機能報告の結果について (4) かかりつけ医機能報告制度について (5) 地域医療連携推進法人について

第 3 回埼玉県秩父地域医療構想調整会議

開催日	議 題
令和 8 年 3 月 18 日 19:00～20:10 (Teams 併用)	(1) 第 3 回地域医療構想推進会議の主な意見について (2) 新たな地域医療構想について

埼玉県秩父地域保健医療協議会

開催日	議 題
	開催なし

埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議

開催日	議 題
令和 7 年 11 月 12 日 13:30～15:00	(1) 副会長の選任について (2) 埼玉県秩父地域災害保健医療対策会議設置要綱の制定について (3) 埼玉県秩父地域災害保健医療対策会議副本部長の選任について (4) 県の災害時医療について (5) 大規模災害発生時の備えに関する各団体の取組状況等について (6) 埼玉県の災害対策用備蓄について

イ 秩父保健医療圏「圏域別取組」

埼玉県地域保健医療計画【第 8 次】（以下「計画」という。）が令和 6 年 3 月に策定され、新たな秩父保健医療圏の圏域別取組を令和 6 年 3 月に策定した。

圏域別取組は、計画を地域の実情に応じて、市町村、地域の医療機関や保健医療・福祉関係団体等の協力を得て着実に推進するため、圏域における重点課題を解決するための具体的方策を示すものである。

【秩父保健医療圏 圏域別取組】

- ・救急医療（小児救急を含む）
- ・在宅医療の推進
- ・精神医療と自殺防止対策の推進
- ・親と子の保健医療対策
- ・生活習慣病対策の推進
- ・健康危機管理体制の整備充実

（３）救急医療体制

ア 埼玉県の救急医療体制

本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じ次の体制を整備している。

- ① 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制
- ② 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制
- ③ 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制



イ 管内の救急医療体制

① 救急医療機関

秩父市立病院 (秩父市桜木町)	医療法人徳洲会皆野病院 (皆野町皆野)
医療法人花仁会秩父病院 (秩父市和泉町)	国民健康保険町立小鹿野中央病院 (小鹿野町小鹿野)
秩父第一病院 (秩父市中村町)	

② 初期救急（秩父郡市医師会休日急患当番医）

休日診療所	秩父郡市医師会休日診療所〔内科・小児科〕
在宅当番医	秩父郡市医師会加入診療所による当番制
在宅歯科当番医	秩父郡市歯科医師会加入診療所による当番制

③ 第二次救急（病院群輪番制）

秩父市立病院 (秩父市桜木町)
医療法人徳洲会皆野病院 (皆野町皆野)

（４）医療従事者の状況

ア 医師・歯科医師・薬剤師届出数

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、医師、歯科医師及び薬剤師に対し、2年に1度、住所や勤務場所などの保健所を通じて、厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。（令和6年度実施）

① 医 師

令和 6 年 12 月 31 日現在の管内医師（管内に従事先を有する人、管内に住所を有する医師の資格を必要としない業務に従事している人及び無職の人）数は、119 人である。

② 歯科医師

令和 6 年 12 月 31 日現在の管内歯科医師（管内に従事先を有する人、管内に住所を有する歯科医師の資格を必要としない業務に従事している人及び無職の人）数は、62 人である。

③ 薬剤師

令和 6 年 12 月 31 日現在の管内薬剤師（管内に従事先を有する人、管内に住所を有する薬剤師の資格を必要としない業務に従事している人及び無職の人）数は、144 人である。

〔医師・歯科医師・薬剤師数〕

各年 12 月 31 日現在(単位:人)

	医 師		歯科医師		薬 剤 師	
	令和 6 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 4 年
全 国	347,772	343,275	103,652	105,267	329,045	323,690
埼 玉 県	14,323	13,661	5,180	5,410	17,270	16,729
管 内	119	141	62	79	144	154
秩 父 市	90	104	43	56	100	103
横 瀬 町	1	3	3	3	3	5
皆 野 町	11	13	6	10	20	25
長 瀬 町	3	6	3	3	8	7
小鹿野町	14	15	7	7	13	14

注) 従事地別。ただし、資格を必要としない業務に従事している人や無職の人は、住所地に含む。

イ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者数

業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、法令の定めるところにより、2 年に 1 度、住所や従事場所等を届け出ている。（令和 6 年度実施）

〔管内市町従事地別・業務従事者数〕

各年 12 月 31 日現在（単位：人）

	保健師		助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	令和 6 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 4 年	令和 6 年	令和 4 年
管 内	71	62	9	10	629	594	248	281	103	113	11	10
秩父市	37	35	7	9	432	408	165	180				
横瀬町	6	6	0	0	27	23	15	17				
皆野町	7	6	1	0	88	81	24	21				
長瀬町	13	6	0	0	19	19	19	26				
小鹿野町	8	9	1	1	63	63	25	37				

（５）立入検査等

令和 7 年度は、7 病院及び 1 有床診療所に対し、定例の立入検査を実施した。

新規開設や構造設備の変更に伴う検査（現地調査）件数は次のとおりである。

	定 例	新 規 開 設	構造設備の変更等	計
病 院	7	0	0	7
一般診療所	1	2	0	3
歯科診療所	0	2	0	2
計	8	4	0	12

〔市町別立入検査等件数〕

	病 院	一般診療所	歯科診療所	計
秩 父 市	4	2	0	6
横 瀬 町	0	0	0	0
皆 野 町	2	0	2	4
長 瀬 町	0	1	0	1
小 鹿 野 町	1	0	0	1
計	7	3	2	12

4 ちちぶ医療協議会への支援

秩父保健所管内の 1 市 4 町では、人口減少の抑制と地域発展を目指し、平成 21 年に秩父市が中心市となって 4 町と協定を締結し、「ちちぶ定住自立圏」を形成した。協定項目のうち医療分野を推進するための下部組織として、平成 23 年 9 月に「ちちぶ医療協議会」が設置され、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得て、医師や看護師等の医療従事者の確保、救急医療、産科医療、予防医療等の充実を図ってきた。

平成 27 年度からは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「ちちぶ版地

域包括ケアシステム（愛称：ちちぶいきあいシステム）」が立ち上げられた。

当所では、委員として各会議に出席するほか、研修等を協働で開催し、課題解決への支援を行っている。

5 学生実習等の受入

医師、保健師、管理栄養士などの専門職の育成を支援するため、各大学から実習生を受け入れ、地域保健の実務について指導を行った。

〔令和7年度 実習生の受入数〕

区分	学校名	グループ数	人数	受入日数
保健師課程	東都大学	1	3	5日
	-	-	-	-
管理栄養士課程	東都大学	1	2	4日
その他	秩父看護専門学校		17	1日

6 地域医療連携推進事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域包括ケア推進のための在宅医療体制の充実を目指すため、ちちぶ圏域ケア連携会議（事務局：秩父市立病院・地域連携室）に出席し、同会議主催の普及啓発のための研修会や講演会に参加している。

7 保健所別研修

県及び市町の地域保健福祉関係職員等の資質向上を図り、地域保健福祉行政を効果的に推進することを目的に、地域の実情に応じた保健・医療の今日的課題に関する研修を行っている。

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 5月19日	令和7年度保健師人材育成研修 (1)会場 秩父保健所 大会議室 (2)演題 キャラ化ワークショップ～自職種理解編～ (3)講師 埼玉医科大学医学部 教育教養 准教授 米岡裕美 氏	43人
令和7年 9月29日	令和7年度秩父地区地域看護推進会議・秩父保健所管内市町 感染症担当者会議 (1)会場 オンライン (2)演題 地域を守り私たちを守るための感染対策 ～埼玉医科大学病院の取組を例に考える～ (3)講師 埼玉医科大学病院 感染対策室 副室長・看護師長 感染対策認定看護師 吉原 みき子 氏	23人

実施年月日	内 容	参加者
令和8年 3月2日	秩父保健所における新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練 (1) 会場 秩父保健所・秩父市立病院 (2) 演題 ・患者への対応手順の確認 ・个人防护具の着脱 ・協定締結医療機関への搬送に係る手順の確認 ・搬送にあたって入院調整、連絡先の確認 ・秩父市立病院での受け入れ態勢の確認 ・搬送後の車両及びアイソレーター付き車椅子の消毒手順の確認 (3) 講師 埼玉医科大学病院 ICN 吉原 みき子 氏	24人

Ⅱ 保健予防推進担当

1 健康づくり・栄養

健康増進法に基づき、高齢化社会に向けて生活習慣病を予防することで、「健康寿命」の延伸を図ることを目的とする。その実現のため、食生活・運動・休養・喫煙等の生活習慣を見直し、健康づくり・栄養改善を目的として事業を実施した。

(1) 健康増進(栄養等)の実施

県民に対して、専門的な栄養指導及び食生活支援を行い、生活習慣病を予防することを目的として実施した。

令和7年度（単位：人）

指導別 対 象	個 別		集 団		
	栄 養	禁 煙	栄 養	運 動	禁 煙
乳 幼 児	0	0	0	0	0
20歳未満	0	0	0	0	0
20歳以上	2	0	115	0	22
合 計	2	0	115	0	22

(2) 食環境整備事業の実施

地域における食に関する環境を整備するため、給食施設等における栄養改善の向上や栄養管理についての指導及び助言を行った。また、食品製造業者に対して、栄養成分表示の指導を行い、県民に食生活に関する正しい知識や情報を適切に提供した。

ア 給食施設指導

令和7年度

	特 定 給食施設	その他の 給食施設	合 計
栄養管理指導（延施設数）	5	24	29
喫食者への栄養・運動指導（延人数）	0	66	66

イ 栄養成分表示普及促進事業

令和7年度

対 象	内 容	回数又は店舗数
住民・食品事業者等	栄養成分表示普及・啓発	集団 2回
		個別 3件
埼玉県・健康づくり協力店	指定基準指導	1店舗

(3) 食育推進事業の実施

「埼玉県食育推進計画」に基づき、地域における食育の推進を目的に、市町村及び栄養関係団体等の活動を支援するとともに、地域におけるリーダーの育成及び栄養改善の体制を整備するため、研修会等を実施した。

ア 栄養関係団体育成及び活動支援

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 8月3日	令和7年度秩父郡市栄養士会 「栄養ワンダーin 秩父」 会場：秩父市歴史文化伝承館 (1)小児期の口腔機能と食事についてクイズ形式で学習 講師：秩父郡市栄養士会 (2)フレイル予防の食事 講師：秩父郡市栄養士会 (3)減塩の話 講師：秩父郡市栄養士会	59名
令和7年 11月25日	秩父保健所管内食生活改善推進員リーダー研修会 (1)講話「災害時に役立つ備蓄食品」 講師 埼玉県秩父保健所職員 (2)講演と実習 「食物アレルギーにも対応した災害食づくり」 講師 埼玉県栄養士会	28名
令和8年 2月27日	秩父保健所長表彰式並びに食中毒予防講演会 会場 秩父市秩父宮市民会館 けやきフォーラムA・B 対象 医療機関、福祉施設、保育所等児童福祉施設、幼稚園、教育機関、健康づくり協力店等 (1)表彰式 (2)講演「食中毒予防について」 ～事例から学ぶ調理実務での予防対策～ 講師 笹本 史 氏	24名 調理業務功労者3名

イ 重点課題への対応事業

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 10月17日	小児アレルギー研修会 会場：秩父保健所 大会議室 (1)講演「食物アレルギーの基礎について」	参加者数:28名 (児童福祉施設・教

	講師 埼玉医科大学病院 栄養部 管理栄養士 小児アレルギーエディケーター 関澤 藍 氏 (2) 講演「食物アレルギーの緊急対応について」 講師 プラーナクリニック 薬剤師 小児アレルギーエディケーター 逸見 和範 氏 (3) エピペントレーナーによる練習 (4) 緊急対応のシミュレーション (5) グループワーク	育機関職員)
令和 7 年 12 月 15 日	管内事業所向け健康講演会 会場：秩父税務署 (1) 講義 「働き盛り世代の健康づくり」 講師 秩父保健所 保健予防推進担当	参加者数:28 名

(4) 健康長寿計画推進事業の実施

ア メンタルヘルス対策研修会

日 時：令和 7 年 9 月 4 日 午後 2 時～4 時 30 分

参加人数：埼玉県健康経営実践事業所、埼玉県健康宣言事業所、事業所
福祉施設、医療機関、教育機関、労働基準監督署、商工会議所、商工会
管内市町国保主管課・保健主管課・総務主管課 等 37 人

内 容：(1) 講演「職場におけるメンタルヘルス対策について」
～ラインケアを中心に～

講師 日本保健医療大学 保健医療学部 看護学科
教授 岸田 敦子氏

(2) 情報提供

イ 令和 7 年秩父保健所管内地域・職域連携推進会議

日 時：令和 8 年 3 月 4 日 午後 1 時 30 分～4 時 15 分

参加人数：埼玉県健康経営実践事業所、商工会、保険者、市町村関係課職員等
23 名

内 容：(1) 講義「事業所における減塩の推進と健康投資」

講師 淑徳大学 看護栄養学部 講師 坂口 景子 氏

(2) 情報提供（秩父保健所）

(3) 情報提供（秩父市保健センター）

(4) 意見交換

- ・従業員、社員の健康づくりに関する取り組みや課題について
- ・市町で実施している保健事業について 等

ウ 特定健診・特定保健指導実施率向上事業

実施日時：令和 7 年 5 月

対 象：管内市町国保主管課、保健主管課

内 容：健康長寿課作成のヒアリングフォーマットをもとに、健康づくり関連事業等の実施状況や課題について調査し、情報共有を行った。

エ 地域健康長寿情報の P R

保健所ホームページでの健康情報提供。

関係団体へ特定健診受診率向上とがん検診受診率向上 P R。

オ 市町村健康長寿のための情報担当者会議

令和 7 年度

実施年月日 (会 場)	内 容	参加者
令和 7 年 8 月 8 日	管内健康づくり・栄養業務担当者会議 (食育重点課題への対応事業と同時開催) (1) 秩父地域における栄養・食育事業について (2) 保健所からの報告 (3) 市町の健康づくり・栄養関係事業について (4) 秩父地域における BDHQ の活用について (5) 災害時の栄養活動について	市町国民健康保険主管課・保健主管課職員 栄養士・保健師 参加者数:10 名

カ 健康長寿プロジェクト等の推進

埼玉県健康づくり協力店制度の普及啓発

時期：通年

方法：飲食店営業許可更新時を利用した説明とチラシ配布、研修会で周知

対象：管内飲食店、食生活改善推進員

実績：健康づくり協力店チラシ 100 部配布

管内協力店 10 店舗（令和 7 年度末現在）

(5) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、平成 30 年 7 月に「健康増進法の一部を改正する法律（改正法）」が公布された。この中で当該施設の管理者が講ずるべき措置等が定められたため、各施設が適切に対応できるよう周知を図った。

また、令和元年 6 月 1 日に施行された「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」に基づき、法律上の義務を上回る受動喫煙防止対策を積極的に推進する施設を認証した。

また、令和 7 年 5 月には、秩父神社周辺の観光エリアを中心に 76 店舗の飲食店等への訪問調査・指導を実施し、受動喫煙防止対策への理解を深めた。

ア 埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度による認証件数 令和7年度

区 分	施 設 種 別	区分別認証数（件）	
敷地内禁煙	飲食店	39	小計 113
	事業所等	74	
屋内禁煙	飲食店	198	小計 331
	事業所等	133	
合 計 認 証 数		444	

イ 喫煙可能室設置届受理数等 (法) 令和7年度 (単位: 件)

届 出 種 別	受理数	台帳上の施設数
届出書	7	79
変更届	0	
廃止届	2	

ウ 喫煙可能室設置届受理数等 (条例) 令和7年度 (単位: 件)

届 出 種 別	受理数	台帳上の施設数
届出書	7	72
報告書	9	29

エ 違反疑いのある施設への指導・助言 令和7年度 (単位: 件)

区分	件数	延べ指導数
通報	0	0
通報以外	10	34

オ 周知啓発活動

実施年月日	内 容	周知数
通 年	【法改正・認証制度等に関する情報の周知・啓発】 (1)周知・啓発 ①営業許可更新時 (個別窓口対応) ②飲食店向け実務者講習会 (パンフレット配布) ③理髪協会衛生講習会 (パンフレット配布) ③給食施設施設従事者研修会 (パンフレット配布)	対象: 管内飲食店 及び施設 対応数 221 件 飲食店 144 件 理髪協会員 50 件 給食施設 27 件

(6) 国民健康・栄養調査

国民の栄養状態と栄養と関わりのある健康状態を調査し、健康づくり施策の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、健康増進法第10条に基づき令和6年国民健康・栄養調査を実施するものであるが、令和7年度は該当なかった。

2 母子保健

子どもの心の健康問題や育児不安・虐待のリスクがある親への支援をするため、健康相談等を実施した。また、地域における母子保健体制のさらなる向上を目的に連絡会議、研修会、事例検討会の開催及び関係機関への助言等を実施した。

(1) 相談指導の実施

子どもの心の問題を抱える家庭や虐待のおそれのある親子等に対して、訪問指導、面接相談や電話相談を随時実施した。また、関係機関との連絡調整、助言、関係機関主催の支援会議に出席等を行った。

令和7年度（単位：人）

	妊産婦		乳幼児（含未熟児）		児童・生徒等		その他	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
訪問指導	2	12	1	2	0	0	1	3
面接相談	1	1	0	0	9	11	0	0

◆電話相談等 延 96 人

◆支援会議等 延 14 件

(2) 療育医療の給付

結核に罹患し長期の入院を要する児童に対し、治療と教育を併せて行うために学習用品、日用品及び医療を給付している。令和7年度の承認件数は、0件であった。

(3) 不妊治療費助成事業助成金の支給

令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、埼玉県不妊治療費助成制度は終了となった。

(4) 子どもの心の健康相談事業の実施

子どもの心の健康問題は複雑で多岐にわたり、保健・医療・福祉・教育などの複数の機関による連携した対応が求められる。子ども達の健全育成を図るため、専門の医師・臨床心理士等による相談や、関係機関との検討会、研修会等を実施した。

ア 子ども心の健康相談

令和7年度

実施回数	月1回（予約制）
相談利用者数	実人数 7 人 延人数 7 人
相談従事者	医師、臨床心理士・公認心理師、保育士、保健師
相談児童の年齢	内訳：小学生以下4人、中学生3人、高校生以上0人
相談者	内訳：本人家族5人、関係機関の職2人
相談経路	内訳：本人・家族3人、市町村2人、教育関係機関2人

相談内容	社会化の問題、行動の問題、心理的問題、家族機能の問題など
------	------------------------------

イ 子どもの心の問題に関する研修会

令和7年度

実施年月日	内 容 等	参加者数
令和8年 1月20日	講演：不登校の子どもと親への支援 講師：青梅成木台病院 臨床心理士 工藤 剛 氏 参加者：管内母子保健・児童福祉担当者、管内教育委員会、 管内小・中・高等学校教諭、スクールソーシャルワーカー	31名

ウ 小児精神保健医療推進連絡会議

令和7年度

実施年月日	内 容 等	参加者数
令和8年 1月20日	テーマ：「不登校の子どもと親への支援 ～子どもと親を支える関係機関同士の連携～」 内 容：グループワーク 模擬事例を通して他機関との連携を考える 助言者：青梅成木台病院 臨床心理士 工藤 剛 氏 参加者：管内母子保健・児童福祉担当者、管内教育委員会、 管内小・中・高等学校教諭、スクールソーシャルワーカー	31名

(5) 母子保健連絡調整会議等の開催

地域における母子保健体制のさらなる向上を図ることを目的に、保健所別連絡調整会議を開催し、管内の母子保健担当者と地域の課題について協議した。

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者数
令和7年 6月3日	各市町・保健所における母子保健事業の実施状況情報交換、意見交換	12名

(6) ふれあい親子支援事業の実施

育児不安を抱える家族や虐待のリスクのある家族に対して、適切な養育への動機づけ及び心理的安定を図ることを目的に、個別相談や関係者とのケースカンファレンスを実施した。

また、児童虐待予防スキルの向上、児童虐待予防のための連携強化を目的に、市町担当者等関係職員を対象とした事例検討会・研修会を実施した。

ア 個別相談

令和7年度

個別面接・相談・ケースカンファレンス	延11件
--------------------	------

イ 児童虐待予防事例検討会

令和7年度

実施年月日	会場及び参加者	助言者
令和7年 7月24日	会場：秩父保健所 参加者：管内市町母子保健・児童福祉主管課、福祉事務所、看護実習生 17名	臨床心理士・公認心理師 安出 香織 氏
令和7年 11月18日	会場：秩父保健所 参加者：管内市町母子保健・児童福祉主管課、児童相談所 15名	
令和8年 2月27日	会場：秩父保健所 参加者：管内市町母子保健・児童福祉主管課職員、児童相談所 15名	

(7) 妊娠期からの虐待予防強化事業

本事業は、医療機関と地域保健機関等が連携して妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し、訪問支援等を行うことにより、育児不安等の軽減や孤立の防止を図り家庭の養育力の向上を目指すとともに児童虐待の予防に資することを目的に実施している。当所では、事業が効果的に運用されるよう、管内母子保健担当者と関係機関等との連携強化のため連携会議及び研修会を開催した。

ア 連携会議

令和7年度

実施年月日	内 容 等	参加者数
令和8年 1月30日	テーマ：秩父地域の子ども支援における母子保健と児童福祉の連携 内 容：話題提供 熊谷児童相談所 副所長 秩父保健所 参加者と意見交換 助言者：県立大学名誉教授 市村彰英氏 参加者：管内母子保健担当者・児童福祉担当者、小学校、児童相談所	22名

イ 研修会

令和7年度

実施年月日	内 容 等	参加者数
令和8年 1月30日	子ども支援のための関係機関連携～家族造形法実践ケース検討会～ 講 師：県立大学名誉教授市村彰英氏 参加者：管内母子保健担当者・児童福祉担当者、小学校、教育委員会、児童相談所、福祉事務所	26名

3 歯科保健

地域における歯科保健対策として、生涯を通じて歯の健康づくりの推進と保健・医療・福祉と連携した歯科保健事業を推進する。

(1) 歯科口腔保健連携推進事業

地域における歯科保健関係者、関係機関が連携し、歯科保健事業の在り方を検討することを目的に会議及び研修会を実施した。

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 11月13日	秩父保健所管内歯科口腔保健連携会議 ① 講演「妊娠期・乳幼児期からの歯科保健指導について」 講師：秩父郡市歯科医師会 嶋田出 氏 ② 情報・意見交換	秩父郡市歯科医師会、埼玉県歯科衛生士会、管内市町歯科保健担当者 16名

4 精神保健福祉

社会生活環境の多様化に伴い、相談内容も複雑化し、多機関での対応が求められる傾向にある。市町及び関係機関と連携しながら、地域精神保健福祉の向上に努めている。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請及び通報の対応状況

令和7年度(単位:件)

区 分	申請・通報件数	措置入院	措置不要	診察不要
一般人からの申請	0	0	0	0
警察官通報	16	6	1	9
検察官通報	2	0	2	0
保護観察所の長の通報	0	0	0	0
矯正施設の長の通報	3	0	0	3
計	21	6	3	12

(精神科救急情報センター対応及び移管分も含む)

(2) 精神保健福祉相談

令和7年度(単位:人)

面 接 相 談							電話 相談	訪 問 指 導						
実 人 数	延 人 数	主 な 内 訳					延 人 数	実 人 数	延 人 数	主 な 内 訳				
		社会 復帰	老人 精神 保健	アル コール ・ 薬物等	思 春 期	そ 他				社会 復帰	老人 精神 保健	アル コール ・ 薬物等	思 春 期	そ 他
53	130	2	0	11	1	116	324	25	141	1	1	1	0	138

上記表以外に、電子メールでの相談が計1件あった。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりの推進を目的に、平成30年4月から開始した。

ア 会議及び研修会

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 6月3日	精神保健福祉業務担当者会議 (1) 令和6年度実績及び令和7年度計画 各所属からの報告 (2) ひきこもり支援体制及び今年度取組状況 報告者 秩父市社会福祉課長 上田 優 氏	管内関係 機関等 18人

	(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム市町協議の場取組状況 (4) 情報提供	
令和 7 年 12 月 23 日	精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進研修 ～医療と保健・福祉の連携～ 【第 1 部】 行政説明「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム～政策の動向について～」 説明者 福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当 主任 田中 陽介 氏 【第 2 部】 講義「アセスメントの基本～疾病性と事例性～」 講師 精神保健福祉センター地域支援担当 主査 吉川 圭子 氏 グループワーク「地域でつなげよう！多問題世帯への支援」 【第 3 部】 対話型ワークショップ「事例をもとに、私たちができる支援や地域の仲間づくりを考えよう」 進行 精神保健福祉センター地域支援担当 主査 吉川 圭子 氏 ファシリテーター 相談支援専門員協会 ・ 社会福祉法人 昴 相談支援センターYeast 野崎 剛 氏 ・ 障害者相談支援センター 八分目 江原 匡尚 氏 ・ 秩父地域障がい者基幹相談支援センタービバーチェ 新井 幸恵 氏 精神保健福祉センター地域支援担当 主任 岸田 彩 秩父保健所職員 グループ助言者 秩父当事者会メンバー	管内関係 機関等 46 人
令和 8 年 2 月 10 日	措置入院者支援会議及び精神障害者地域支援体制構築会議 (1) 秩父地域における措置入院及び退院後支援の状況 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム市町の協議の場について (3) 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業の取組報告 報告者 医療法人全和会アクセス 施設長 新井 康代 氏 (4) 埼玉県における入院者訪問支援検証事業について 報告者 福祉部障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当 主任 田中 陽介 氏 実践報告 医療法人全和会アクセス 施設長 新井 康代 氏 秩父当事者会メンバー	管内関係 機関等 32 人

	(5) つむぎ診療所の状況 報告者 医療法人全和会つむぎ診療所 院長 吉川 信一郎 氏	
--	--	--

イ ピアサポーター育成支援

平成 21 年 12 月に発足した秩父当事者会「メンバー」の育成支援を、生活支援センターアクセスと協働して行った。

令和 7 年度

内 容	参加回数	参加者
秩父当事者会メンバー 定例会	8 回	延 49 人

ウ ピアサポーター養成講座

令和 7 年度

実施年月日	内 容	参加者
令和 7 年		新規
5 月 14 日	「ピアサポーターの役割について」	実 1 人
5 月 28 日	「自分の体験や思いを話してみよう！聞いてみよう！」	延 5 人
6 月 11 日	「自分の魅力を引き出そう！ ～自分と相手を大切にするためのスキルアップ講座～」	継続
6 月 25 日	「話を聴くってどんな感じ？ ～コミュニケーションの豆知識～」	実 5 人
7 月 9 日	「自分にできることってなんだろう?！」	延 30 人

(4) ひきこもり相談事業

ア 一般相談

ひきこもり状態の本人及び家族を対象に、精神保健福祉相談員及び保健師による相談を随時行った。

イ 専門相談

ひきこもり状態の本人及び家族、ひきこもり支援者を対象に、公認心理師による相談を行った。

ウ 家族ミーティング

ひきこもり状態の本人への接し方について、グループワーク形式で実施した。

令和 7 年度

一般相談（延人数）			専門相談		家族ミーティング	
訪問	電話	面接	実施回数	延人数	実施回数	延人数
3 人	28 人	15 人	4 回	5 人	6 回	36 人

エ ひきこもりケースレビュー

ひきこもり事例の相談対応を行う者に対し、それぞれの対応方法を共有することで支援技術の向上を目指すことを目的に、令和6年度から開始した。

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 7月10日	講義及びケースレビュー (1) 講義「アセスメントと家族支援」 ～支援につながりにくい本人を、家族を通して支援する～ 講師 精神保健福祉センター地域支援担当 主査 吉川 圭子 氏 (2) ケースレビュー (3 事例) 助言者 菊池臨床心理オフィス 臨床心理士・公認心理師 菊池 礼子 氏	管内関係 機関等 22 人
10月8日	ケースレビュー (4 事例) 助言者 菊池臨床心理オフィス 臨床心理士・公認心理師 菊池 礼子 氏	管内関係 機関等 19 人
令和8年 3月5日	ケースレビュー (4 事例) 助言者 菊池臨床心理オフィス 臨床心理士・公認心理師 菊池 礼子 氏	管内関係 機関等 18 人

(5) 措置入院者退院後支援事業

措置入院者が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、措置入院者の社会復帰の促進等を図ることを目的に、平成30年4月1日から開始した。

ア 精神障害者支援地域協議会（代表者会議）

地域における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等について検討することを目的に開催した。令和7年度は措置入院者支援会議及び精神障害者地域支援連絡会議として、令和8年2月10日に開催した（(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業 参照）。

イ 精神障害者支援地域協議会（調整会議）

措置入院者の退院後について、医療その他の関係者と退院後の支援計画を協議し、また、支援の実施に係る連絡調整を行うことを目的としている。

令和7年度

支援対象者	回 数	参加者
5 人	5 回	延 25 人

(6) 嗜癖問題対策

嗜癖問題の予防及び早期治療のための地域ネットワーク構築を目的に、平成 18 年度から保健・医療・福祉職員、学校教職員、薬物乱用防止指導員、障害者福祉機関職員等を対象にした研修会等を開催している（薬物乱用防止指導員研修会との合同研修として実施）。

実施年月日	内容	参加者
令和 7 年 11 月 14 日(金)	嗜癖問題対策関係者研修会(生活衛生・薬事担当と協働) 講演「オーバードーズする若年者の基本的理解と支援 -救急医療の現場から-」 講師 埼玉医科大学医学部 客員講師 埼玉医科大学病院救急センター・臨床中毒センター 臨床心理士・公認心理師 高井 美智子 氏	管内関係 機関等 34 人

(7) 他機関との連携

ア 秩父郡市精神保健福祉会（心和会）

家族同士の交流を図るとともに、精神障害者への理解を深めるため、昭和 49 年に精神障害者の家族を中心に設立された。平成 2 年には心和会が運営主体となって作業所を設立し、平成 18 年に N P O 法人に委譲した。現在は家族会の基本的な機能である「分かち合い」「学びあい」を中心に活動しており、当所ではそのための支援を行っている。令和 7 年度は会の求めに応じて、家族による家族学習会普及事業「家族による家族学習会」の第 4 回にオブザーバーとして参加した。

イ 認知症疾患医療連携協議会

認知症疾患医療連携協議会及びちちぶ圏域認知症初期集中支援チーム検討委員会に委員として参加している。令和 7 年度は全 2 回参加した。

(8) 自殺対策

ア 自死遺族のつどい

平成 24 年度から、自死遺族の支援として、身近な地域で安心して語り合える場を提供している。ファシリテーターは、ゆったりカフェ龍の会を運営する当事者に依頼している。また、平成 30 年度から自主的なつどいも開催している。

令和 7 年度

内 容	実施回数	参加者
語らいのつどい	6 回	延 22 人

イ 講演会

平成 21 年度から自殺予防に関する普及啓発を目的に実行委員会として行ってきたが、平成 24 年度から「ちちぶ定住自立圏事業」として位置付けられ、当所は委員として参加している。

令和 7 年度

実施年月日	内 容
令和 7 年 11 月 30 日(日)	秩父地域自殺予防フォーラム 講演「こどもの心の声にどう耳を傾けるか」 講師 医療法人財団青溪会駒木野病院 副院長 笠原 麻里 氏 会場 横瀬町町民会館（参集＋オンライン配信） 参加者/視聴申込数：122 人/64 件

ウ 自殺予防対策連絡会議・研修会

平成 20 年度から各市町の自殺対策担当者を対象に、有効な自殺予防対策の実施を目的として始まった。平成 24 年度から、ちちぶ定住自立圏事業「秩父地域自殺予防対策連絡会」として再編された。また、平成 27 年度からは、本連絡会の中から秩父市セルフコミュニティ自殺予防対策委員会の委員が選任されることとなり、当所は当該委員を兼ねて本連絡会に参加している。

5 感染症対策

感染症の発生予防及びその蔓延防止を目的として、感染症に迅速かつ的確に対応できるよう対策を実施した。

(1) 感染症（結核を除く）の発生の状況（全数把握）

令和7年度

疾患名	分類	発生件数
E型肝炎	四類	4
後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）	五類	1
侵襲性肺炎球菌感染症	五類	1
百日咳	五類	201

(2) 感染症（結核を除く）の発生の状況（定点把握）2025年第14週から2026年第13週

疾患名	分類	発生件数
RSウイルス感染症	小児科定点	44
咽頭結膜熱		52
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		323
感染性胃腸炎		58
水痘		31
手足口病		20
伝染性紅斑		33
突発性発しん		10
ヘルパンギーナ		16
流行性耳下腺炎		9
インフルエンザ	急性呼吸器感染症定点	1402
COVID-19		496
急性呼吸器感染症		5,768
性器クラミジア感染症	性感染症定点	23
性器ヘルペスウイルス感染症		19
尖圭コンジローマ		6
淋菌感染症		2

(3) 社会福祉施設等における感染症の集団発生状況

令和7年度

インフルエンザ	3件
胃腸炎	2件
それ以外	8件

(4) 感染症診査協議会

地方自治法に定める附属機関である。感染症の患者の就業制限・入院勧告・医療費公費負担を定めるにあたり、予め協議会の意見を聴くことが感染症法において定められていることから、委員5名を委嘱し必要な審議を行っている。

令和7年度

開催回数	諮問件数	内 訳 (件)				
		就業制限 (法 18 条)	応急入院 (法 19 条)	本入院 (法 20 条第 1 項)	入院延長 (法 20 条第 4 項)	公費負担 (法 37 条の 2)
6	12	1	1	1	1	8

(5) 感染症発生動向調査事業について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の患者発生状況、病原体の検索など流行の実態を早期かつ的確に把握するために行っている。

(6) 新興感染症対策

管内における体制強化を図るため、医師会や管内市町、医療機関との情報共有及び連携に努めた。

ア 会議

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新興感染症の発生を視野に入れた健康危機管理対処計画が保健所ごとに策定された。次への備えが必要とされており、これまでの対応について振り返るとともに、今後、関係機関と一層の連携を目指した意見交換の場として開催した。

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 9月29日	秩父地区地域看護推進会議・秩父保健所管内市町感染症担当者会議 (1) 情報提供 管内の感染症発生状況・最近のトピックス (2) 講 話 地域を守り私たちを守るための感染対策～埼玉医科大学病院の取組を例に考える～ 講 師 埼玉医科大学病院 感染対策室 副室長 看護師長・感染対策認定看護師 吉原みき子 氏 (3) 意見交換	病院関係者、市町感染症担当者 21 名 (Teams によるオンライン)

イ 研修等

高齢者・障害者入所施設等の職員が、感染予防及び発生時に適切な対応ができるよう研修を行った。

令和 7 年度

実施年月日	内 容	参加者
令和 7 年 9 月 1 日	令和 7 年度 高齢者施設等における感染対策研修会 ① 報告 感染症法の改正について 秩父保健所 保健予防推進担当 ② 報告 感染症に関わる介護報酬について 秩父福祉事務所 介護保険・施設整備担当 ③ 演題「感染症対策の実践スキル：ノロウイルス 予防と消毒のポイント」 実演「ノロウイルスを想定した吐物処理の手順」 講師 循環器・呼吸器病センター 感染管理認定 看護師 大沢 朗子 氏	会場参加 13 名 オンライン参加 16 施設 オンデマンド配信閲覧数 13 回

ウ 訓練

次の健康危機対応の実効性を確保するため、新興感染症業務訓練を実施した。

令和 7 年度

実施年月日	内 容	参加者
令和 8 年 3 月 2 日	秩父保健所における新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練 ① 患者への対応手順の確認 ② 個人防護具の着脱 ③ 協定締結医療機関（秩父市立病院）への搬送に係る手順の確認 ④ 搬送にあたって入院調整、連絡先の確認 ⑤ 秩父市立病院での受け入れ態勢の確認 ⑥ 搬送後の車両及びアイソレーター付き車椅子の消毒手順の確認	訓練参加者（計 24 名）

(7) 性感染症等に関する検査及び相談の実施

性感染症等の相談は随時行い、H I V 検査及び梅毒、B 型肝炎、C 型肝炎、クラミジア、HTLV-1 の検査を実施した。

令和 7 年度（単位：人）

性感染症等相談	性感染症等検査					
	H I V	梅毒	B 型肝炎	C 型肝炎	クラミジア	HTLV-1
54	28	29	28	28	30	1

(8) 肝炎治療特別促進事業の実施

C 型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー並びに B 型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の一部を公費負担することにより、早期治療を促進し肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図っている。

令和 7 年度

C 型肝炎インターフェロンフリー治療受給者（再治療を含む）	11 人
B 型肝炎核酸アナログ製剤治療受給者（更新を含む）	70 人
B 型・C 型肝炎インターフェロン治療受給者（2 回目を含む）	0 人
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（継続を含む）	1 人
肝炎初回精密検査費用助成	0 人
肝炎定期検査費用助成	3 人

6 結核対策

診断した医師からの結核発生届に基づき、調査、相談、服薬支援及び服薬終了後の経過観察などにより、予防対策を実施している。

(1) 結核登録者数の推移

(単位：人)

年次	27 年	28 年	29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
登録者数	23	28	20	14	14	22	16	8	10	14	11
新登録者数	17	13	8	8	11	4	7	2	7	4	3

注) 登録者数：各年 12 月 31 日現在

新登録者数：各年 1 月 1 日から 12 月 31 日（令和元年は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日）までの新規登録者
(平成 28 年より LTBI・転症除外者は除く)

(2) 新規登録者（市町別・活動性分類）

令和 7 年中（単位：人）

分 類		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	計
活動性結核	肺結核喀痰塗抹陽性	1	-	-	-	-	1
	その他の菌陽性	1	-	-	-	-	1
	菌陰性・その他	1	-	-	-	-	1
	肺外結核	-	-	-	-	-	-
総 計		3	-	-	-	-	3
別 掲	潜在性結核感染症	-	-	-	1	-	1

(3) 新規登録者（年齢階級別）

令和 7 年中（単位：人）

	0～9 歳	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代	100 歳～	計
活動性結核	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	3
潜在性結核感染症	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1

(4) 管理検診・接触者健康診断の実施

結核登録者で、医学的状況を把握する必要がある者の管理検診と、患者の家族及び接触者に対しての接触者健康診断を実施することで、結核の早期発見・早期治療を図った。

ア 管理検診結果

令和 7 年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳		結果
		委託医療機関受診	その他の自己健診	
14	24	8	16	再発者なし

イ 接触者健康診断結果

令和7年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳									結果
		保健所	他保健所実施			委託医療機関受診			その他自己検診		要精密検査 1名
		IGRA 検査	IGRA 検査	ツ 反	胸部 レントゲ ン	IGRA 検査	ツ 反	胸部 レントゲ ン	IGRA 検査	胸部 レントゲ ン	
10	17	7	0	0	0	3	0	4	0	3	

（５）訪問指導・来所相談及び電話相談の実施

結核対策の個別指導として、患者及び家族等への訪問指導及び来所相談、電話相談を随時行った。

また、平成17年度からは埼玉県版DOTS（服薬確認を軸とした患者支援）事業が開始され、すべての新規登録患者への服薬支援を行うとともに、治療完了率の向上に努めている。

令和7年度（単位：人）

相 談		訪 問 指 導			
電 話	来 所				
延人数	延人数	実人数		延人数	
			(再掲) DOTS		(再掲) DOTS
73	7	10	10	15	12

7 難病対策

指定難病等及び小児慢性特定疾病の診療に係る費用を公費で負担することにより、当該疾患の治療を推進し、医療の確立と普及を促進するとともに、患者とその家族の負担軽減を図ることを目的として実施している。

(1) 指定難病の医療給付

国が指定する指定難病及び県が指定する特定疾患にり患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

〔受給者数合計 809 人〕

令和 7 年度末現在（単位：人）

疾病 番号	疾 患 名	受 給 者	疾病 番号	疾 患 名	受 給 者
01	球脊髄性筋萎縮症	1	35	天疱瘡	3
02	筋萎縮性側索硬化症	4	36	表皮水疱症	－
03	脊髄性筋萎縮症	2	37	膿疱性乾癬（汎発型）	2
04	原発性側索硬化症	1	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	－
05	進行性核上性麻痺	9	39	中毒性表皮壊死症	－
06	パーキンソン病	87	40	高安動脈炎	6
07	大脳皮質基底核変性症	1	41	巨細胞性動脈炎	6
08	ハンチントン病	1	42	結節性多発動脈炎	1
09	神経有棘赤血球症	－	43	顕微鏡的多発血管炎	11
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	44	多発血管炎性肉芽腫症	1
11	重症筋無力症	28	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4
12	先天性筋無力症候群	－	46	悪性関節リウマチ	2
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	24	47	バージャー病	－
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	4	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	－
15	封入体筋炎	－	49	全身性エリテマトーデス	56
16	クロウ・深瀬症候群	1	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	23
17	多系統萎縮症	9	51	全身性強皮症	34
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	17	52	混合性結合組織病	11
19	ライソゾーム病	3	53	シェーグレン症候群	9
20	副腎白質ジストロフィー	－	54	成人発症スチル病	2
21	ミトコンドリア病	1	55	再発性多発軟骨炎	2
22	もやもや病	14	56	ペーチェット病	16
23	プリオン病	－	57	特発性拡張型心筋症	5
24	亜急性硬化性全脳炎	－	58	肥大型心筋症	1
25	進行性多巣性白質脳症	－	59	拘束型心筋症	－
26	HTLV－1 関連脊髄症	1	60	再生不良性貧血	6
27	特発性基底核石灰化症	－	61	自己免疫性溶血性貧血	3
28	全身性アミロイドーシス	5	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3
29	ウルリッヒ病	－	63	免疫性血小板減少症	23
30	遠位性ミオパチー	－	64	血栓性血小板減少性紫斑病	－
31	ベスレムミオパチー	－	65	原発性免疫不全症候群	5
32	自己食空胞性ミオパチー	－	66	IgA 腎症	3
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	－	67	多発性嚢胞腎	14
34	神経線維腫症	1	68	黄色靱帯骨化症	4

疾病 番号	疾 患 名	受 給 者	疾病 番号	疾 患 名	受 給 者
69	後縦靱帯骨化症	14	111	先天性ミオパチー	1
70	広範脊柱管狭窄症	3	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-
71	特発性大腿骨頭壊死症	10	113	筋ジストロフィー	8
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	2	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	-	115	遺伝性周期性四肢麻痺	-
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	116	アトピー性脊髄炎	-
75	クッシング病	1	117	脊髄空洞症	-
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	118	脊髄髄膜瘤	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	119	アイザックス症候群	-
78	下垂体性前葉機能低下症	8	120	遺伝性ジストニア	-
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	121	脳内鉄沈着神経変性症	-
80	甲状腺ホルモン不応症	-	122	脳表ヘモジデリン沈着症	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	123	H T R A 1 関連脳小血管病	-
82	先天性副腎低形成症	-	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症	-
83	アジソン病	1	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝 性びまん性白質脳症	-
84	サルコイドーシス	21	126	ペリー病	-
85	特発性間質性肺炎	15	127	前頭側頭葉変性症	-
86	肺動脈性肺高血圧症	5	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	-
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	-	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	-
88	慢性血栓性肺高血圧症	5	130	先天性無痛無汗症	-
89	リンパ管筋腫症	2	131	アレキサンダー病	-
90	網膜色素変性症	14	132	先天性核上性球麻痺	-
91	バッド・キアリ症候群	-	133	メビウス症候群	-
92	特発性門脈圧亢進症	2	134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症 候群	-
93	原発性胆汁性胆管炎	33	135	アイカルディ症候群	-
94	原発性硬化性胆管炎	-	136	片側巨脳症	-
95	自己免疫性肝炎	5	137	限局性皮質異形成	-
96	クローン病	45	138	神経細胞移動異常症	-
97	潰瘍性大腸炎	86	139	先天性大脳白質形成不全症	-
98	好酸球性消化管疾患	-	140	ドラベ症候群	-
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-	142	ミオクロニー欠伸てんかん	-
101	腸管神経節細胞減少症	-	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-	144	レノックス・ガストー症候群	-
103	CFC 症候群	-	145	ウエスト症候群	1
104	コステロ症候群	-	146	大田原症候群	-
105	チャージ症候群	-	147	早期ミオクロニー脳症	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	-	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-
107	若年性特発性関節炎	1	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-
108	TNF 受容体関連周期性症候群	-	150	環状 20 番染色体症候群	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	-	151	ラスムッセン脳炎	-
110	ブラウ症候群	-	152	P C D H 19 関連症候群	-

疾病 番号	疾 患 名	受 給 者	疾病 番号	疾 患 名	受 給 者
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-	198	4p欠失症候群	-
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	-	199	5p欠失症候群	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-
156	レット症候群	-	201	アンジェルマン症候群	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	-	202	スミス・マギニス症候群	-
158	結節性硬化症	1	203	22q11.2欠失症候群	-
159	色素性乾皮症	1	204	エマヌエル症候群	-
160	先天性魚鱗癬	-	205	脆弱X症候群関連疾患	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	206	脆弱X症候群	-
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	1	207	総動脈幹遺残症	-
163	特発性後天性全身性無汗症	1	208	修正大血管転位症	-
164	眼皮膚白皮症	-	209	完全大血管転位症	1
165	肥厚性皮膚骨膜症	-	210	単心室症	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	211	左心低形成症候群	-
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	-
168	エーラス・ダンロス症候群	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-
169	メンケス病	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	-	215	ファロー四徴症	-
171	ウィルソン病	2	216	両大血管右室起始症	-
172	低ホスファターゼ症	-	217	エプスタイン病	-
173	V A T E R症候群	-	218	アルポート症候群	-
174	那須・ハコラ病	-	219	ギャロウェイ・モワト症候群	-
175	ウィーバー症候群	-	220	急速進行性糸球体腎炎	-
176	コフィン・ローリー症候群	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	-
177	ジュベール症候群関連疾患	-	222	一次性ネフローゼ症候群	10
178	モワット・ウィルソン症候群	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
179	ウィリアムズ症候群	-	224	紫斑病性腎炎	-
180	A T R - X症候群	-	225	先天性腎性尿崩症	-
181	クルーゾン症候群	-	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	-
182	アペール症候群	-	227	オスラー病	-
183	ファイファー症候群	-	228	閉塞性細気管支炎	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	-	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-
185	コフィン・シリス症候群	-	230	肺胞低換気症候群	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	-	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	-
187	歌舞伎症候群	-	232	カーニー複合	-
188	多脾症候群	-	233	ウォルフラム症候群	-
189	無脾症候群	-	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	-
190	鰓耳腎症候群	-	235	副甲状腺機能低下症	-
191	ウェルナー症候群	-	236	偽性副甲状腺機能低下症	-
192	コケイン症候群	-	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-
193	プラダー・ウィリ症候群	-	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	2
194	ソトス症候群	-	239	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	-
195	ヌーナン症候群	-	240	フェニルケトン尿症	-
196	ヤング・シンプソン症候群	-	241	高チロシン血症1型	-
197	1p36欠失症候群	-	242	高チロシン血症2型	-

疾病 番号	疾 患 名	受 給 者	疾病 番号	疾 患 名	受 給 者
243	高チロシン血症 3 型	-	282	先天性赤血球形成異常性貧血	-
244	メーブルシロップ尿症	-	283	後天性赤芽球癆	-
245	プロピオン酸血症	-	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-
246	メチルマロン酸血症	-	285	ファンconi貧血	-
247	イソ吉草酸血症	-	286	遺伝性鉄芽球性貧血	-
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	-	287	エプスタイン症候群	-
249	グルタル酸血症 1 型	-	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1
250	グルタル酸血症 2 型	-	289	クロンカイト・カナダ症候群	-
251	尿素サイクル異常症	-	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	292	総排泄腔外反症	-
254	ポルフィリン症	-	293	総排泄腔遺残	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	294	先天性横隔膜ヘルニア	-
256	筋型糖原病	-	295	乳幼児肝巨大血管腫	-
257	肝型糖原病	-	296	胆道閉鎖症	1
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	297	アラジール症候群	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	298	遺伝性膵炎	-
260	シトステロール血症	-	299	嚢胞性線維症	-
261	タンジール病	-	300	I g G 4 関連疾患	3
262	原発性高カイロミクロン血症	-	301	黄斑ジストロフィー	-
263	脳腱黄色腫症	-	302	レーベル遺伝性視神経症	2
264	無 β リポタンパク血症	-	303	アッシャー症候群	-
265	脂肪萎縮症	-	304	若年発症型両側性感音難聴	-
266	家族性地中海熱	-	305	遅発性内リンパ水腫	-
267	高 I g D 症候群	-	306	好酸球性副鼻腔炎	11
268	中條・西村症候群	-	307	カナバン病	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-	308	進行性白質脳症	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	309	進行性ミオクロームスてんかん	-
271	強直性脊椎炎	6	310	先天異常症候群	-
272	進行性骨化性線維異形成症	-	311	先天性三尖弁狭窄症	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	312	先天性僧帽弁狭窄症	-
274	骨形成不全症	-	313	先天性肺静脈狭窄症	-
275	タナトフォリック骨異形成症	-	314	左肺動脈右肺動脈起始症	-
276	軟骨無形成症	1	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-	316	カルニチン回路異常症	-
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	-	317	三頭酵素欠損症	-
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	-	318	シトリン欠損症	1
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	-	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	-

疾病 番号	疾 患 名	受 給 者	疾病 番号	疾 患 名	受 給 者
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む）	-
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	-	341	T R P V 4 異常症	-
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-	342	LMNB1 関連大脳白質脳症	-
324	メチルグルタコン酸尿症	-	343	PURA 関連神経発達異常症	-
325	遺伝性自己炎症疾患	-	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	-
326	大理石骨病	-	345	乳児発症 STING 関連血管炎	-
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	-	346	原発性肝外門脈閉塞症	-
328	前眼部形成異常	-	347	出血性線溶異常症	-
329	無虹彩症	-	348	ロウ症候群	-
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	-	05	◇スモン	1
331	特発性多中心性キャスルマン病	1	18	◇難治性肝炎のうち劇症肝炎	-
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-	32	◇重症急性膵炎	-
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-	38	◇プリオン病	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	-	995	◎溶血性貧血	-
335	ネフロン癆	-	996	◎橋本病	1
336	家族性低 β リボタンパク血症 1（ホモ接合体）	-	997	◎特発性好酸球増多症候群	-
337	ホモシスチン尿症	-	999	◎原発性骨髄線維症	1
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	-			
339	M E C P 2 重複症候群	-			

◇特定疾患 ◎県単独疾患

- 注) 1 難病の患者に対する医療等に関する法律として平成 27 年 1 月 1 日から施行
2 196 疾病（111～306）は平成 27 年 7 月 1 日から適用
3 24 疾病（307～330）は平成 29 年 4 月 1 日から適用
4 1 疾病（331）は平成 30 年 4 月 1 日から適用
5 2 疾病（332～333）は令和元年 7 月 1 日から適用
6 5 疾病（334～338）は令和 3 年 11 月 1 日から適用
7 3 疾病（339～341）は令和 6 年 4 月 1 日から適用
8 7 疾病（342～348）は令和 7 年 4 月 1 日から適用

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部等を助成し、医療費の負担軽減を図る。

〔受給者合計 104人〕

令和7年度末現在（単位：人）

疾病 番号	疾 患 名	受給者	疾病 番号	疾 患 名	受給者
01	悪性新生物	9	09	血液疾患	4
02	慢性腎疾患	7	10	免疫疾患	－
03	慢性呼吸器疾患	5	11	神経・筋疾患	16
04	慢性心疾患	23	12	慢性消化器疾患	10
05	内分泌疾患	10	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	5
06	膠原病	4	14	皮膚疾患	－
07	糖尿病	7	15	骨系統疾患	－
08	先天性代謝異常	3	16	脈管系疾患	1

(3) 先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付

先天性血液凝固因子欠乏症等により患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

〔受給者合計 9人〕

令和7年度末現在（単位：人）

疾病番号	990000～990010	受 給 者	9
------	---------------	-------	---

(4) 相談指導の実施

難病患者等及び家族に対して、申請時等の面接を中心にした相談指導や訪問指導、電話相談を随時行った。

令和7年度

	訪問 指導 (実人数)	面接相談		(再掲) 面接の延相談主訴 (件数)									電話 相談 (件数)
		(実人数)	(延件数)	申 請 等	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 労	就 学	食 事・ 栄 養	歯 科	そ の 他	
指定 難病	24	92	105	96	85	32	29	6	0	5	1	100	59
小児 慢性	6	31	36	24	15	13	7	0	2	0	1	35	31

(5) 難病相談事業の実施

難病患者とその家族の療養支援を目的に、交流会や講演会等を実施している。また、難病患者やその家族の相談等に従事する関係機関職員の資質向上を図るため、在宅難病患者支援従事者研修会を実施している。

ア 長期療養児教室の開催

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 10月29日	医療的ケア児・保護者のつどい 医療的ケア児・保護者が集まり、日々の生活の中で抱える不安や悩みを共有することで、孤立感を軽減させ療養生活・子育てを継続できることを目的として交流会を開催した。	医療的ケア児・保護者、 管内市町母子保健担当者・医療的ケア児等コーディネーター等の支援者 児2人・保護者5人・支援者30人 計37人

イ 難病患者・家族の集い、講演会の開催

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 9月27日 会場参加 オンライン 参加	ALS患者・家族等北部ブロック交流会 (日本ALS協会埼玉県支部、県北部保健所との共催) (1) 交流会 (2) 講演「ALS診療・治療・療養—最新の治療も含めて—」 講師：日本ALS協会事務局長 埼玉精神神経センター センター長 丸木 雄一 氏	ALS患者・ 家族、関係 機関職員 等 20人

ウ 在宅難病患者支援従事者研修会

令和7年度

実施年月日	内 容	参加者
令和8年 2月12日	在宅療養難病患者支援従事者研修会 講師：医療法人康曜会 プラーナクリニック 医療技術部長 臨床工学技士 阿部 博樹 氏 (1) 講演：難病患者の生活及び停電時対応の実例 (2) 演習：難病患者が使用している医療機器の体験 (3) グループワーク ① 埼玉県立総合リハビリテーションの医療機能について 講師：埼玉県立総合リハビリテーションセンター センター長 市川 忠 氏	管内市町 保健部門、 障害福祉 部門、危機 管理防災 部門の職 員 15人

(6) 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会

難病法第 32 条に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り難病患者への支援体制に関する課題について情報共有し強化を図るために、平成 29 年度から設置されている。

令和 7 年度

実施年月日	内 容	参加者
令和 8 年 2 月 25 日	(1) 難病対策事業報告及び取り組み状況 (2) 秩父保健所管内の災害対策への取り組み状況	委員 8 人

8 原子爆弾被爆者対策

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、広島、長崎において被爆した者に原子爆弾被爆者健康手帳を交付し、手帳所持者には、必要な医療費を給付している。

令和 7 年度

原子爆弾被爆者等健康手帳所持者数	3 人
------------------	-----

9 保健師人材育成

(1) 県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議（地域別会議）

保健師の現任教育体制の整備・充実を図ることを目的に管内市町及び当保健所における保健師人材育成担当者による会議を開催した。管内の保健師人材育成の状況や地域の健康課題等を把握するとともに、現任教育計画を作成し保健師育成の充実に努めた。

令和 7 年度

実施年月日	内 容	参加者数
令和 7 年 6 月 3 0 日	県・市町村保健師連絡調整会議 (1) 保健師現任教育に係る管内の状況について (2) 講話と意見交換 保健師の成長支援と人材育成プログラムの活用 講師 埼玉県熊谷保健所 副所長 助言者 埼玉県熊谷保健所 保健予防推進担当職員	6 名

(2) 新任期保健師研修

管内の新任期保健師が、所属の枠を超えた支え合いのネットワークを構築し保健師の資質を向上することを目的に、下記のとおり研修会を開催した。

令和 7 年度

実施年月日	内 容	参加者数
令和 7 年 1 0 月 1 5 日	(1) 動画視聴 「ビギナー保健師とらの巻～電話編・訪問編・記録編～」 (令和 5 年度 保健医療政策課作成) (2) ディスカッション 「保健師をされていて嬉しかったこと・苦勞したこと ～失敗	6 名

	も成長のバネにしよう！～」 ファシリテーター 保健予防推進担当職員	
--	--------------------------------------	--

(3) 秩父地域保健師会

管内では、保健師が互いに学び合い専門性を磨く場として昭和 38 年度から「秩父保健師業務研究会」を開始した。その後、管内市町及び保健所保健師を会員とする「秩父地域保健師会」を平成 29 年度に発足し、業務研究会はその部会の位置づけとなった。

令和 2 年度に「秩父地域保健師会」及び「秩父保健師業務研究会」のあり方をさらに検討し、市町と保健所が協働した研鑽の場として一層機能するために、毎年テーマを設けワーキングメンバーによる会議や研修会等を行う方針とし会則を改正した。

令和 7 年度は、下記のとおり活動し、研修会については秩父保健所と秩父地域保健師会共催事業として実施した。

令和 7 年度

実施年月日	内 容	参加者数
令和 7 年 4 月 21 日	役員会 (1) 事業計画の検討 (2) 総会資料の検討および総会打ち合わせ	12 名
5 月 19 日	令和 7 年度総会 研修会「キャラ化ワークショップ」～自職種理解編～ 講師 埼玉医科大学医学部 准教授	41 名
6 月 16 日	役員会 (1) 今後の秩父地域保健師会の活動について	6 名
8 月 18 日	役員会 (1) 今後の秩父地域保健師会の役員について (2) 災害時保健活動マニュアルの策定について	6 名
12 月 22 日	災害時保健活動マニュアル策定に係る研修会 (1) 演題 「災害時保健活動マニュアル策定の意義とポイント」 講師 自治医科大学看護学部 教授 (2) 実践報告 「災害時保健活動マニュアル策定の成果と学び」 報告者 寄居町健康づくり課 主幹 (3) 自治体ごとのグループワーク	46 名 (会員外 6 名含む)

令和8年1月 19日	役員会 (1) 今後の秩父地域保健師会の活動について (2) 会員アンケートの実施について (3) 災害時保健活動マニュアル策定にかかる来年度の 位置づけについて	6名
3月16日	役員会 (1) 今年度の反省 (2) 来年度の計画	5名

10 秩父地区地域看護推進会議

平成26年度まで北部3保健所輪番で年1回開催してきた「北部地区地域看護推進会議」を、平成27年度からは各保健所で開催することになった。当所では、管内病院の看護部長相当職及び保健所・市町の統括的立場にある保健師間の連携を目的に開催してきた。

令和5年度からは秩父保健所管内市町感染症担当学会・秩父地区地域看護推進会議の合同開催として実施し、新たな感染症パンデミックに備えた連携体制の維持・強化に努めている。

Ⅲ 生活衛生・薬事担当

1 医薬品、血液等の安全確保

(1) 薬務関係施設数及び立入検査数

医薬品や毒物劇物等による健康上の危害を防止するため、関係する販売業・製造業等の許可・登録関係事務と施設の監視指導を行っている。

令和7年度

	立入検査 回 数	施設 数	秩 父 市	横 瀬 町	皆 野 町	長 瀬 町	小 鹿 野 町
薬局	16	49	34	2	5	4	4
店舗販売業	12	27	16	2	3	2	4
卸売販売業	0	4	3	1	0	0	0
特例販売業	0	2	2	0	0	0	0
高度管理医療機器販売業	13	56	40	3	5	4	4
高度管理医療機器貸与業	0	24	19	1	0	1	3
管理医療機器販売業	11	187	125	12	24	10	16
管理医療機器貸与業	1	16	14	1	1	0	0
薬局製剤製造販売業	0	1	0	0	1	0	0
薬局製剤製造業	0	1	0	0	1	0	0
毒物劇物製造業	0	2	2	0	0	0	0
毒物劇物輸入業	1	1	1	0	0	0	0
毒物劇物一般販売業	7	22	15	1	4	1	1
毒物劇物農業用品目販売業	1	9	5	0	2	0	2
毒物劇物特定品目販売業	0	0	0	0	0	0	0
電気めっき業	0	3	2	0	0	0	1
計	62	404	278	23	46	22	35

(2) 麻薬・覚醒剤関係業務

麻薬等に関する申請、届出の受理や監視指導を行っている。

〔麻薬取扱者数・施設数及び立入検査数〕

令和7年度

麻薬施用者	医 師 88	歯科医師 1	獣医師 5
麻薬管理者	医 師 9	薬剤師 6	
麻薬小売業者	34(11)		
麻薬卸売業者	-()		
麻薬診療施設	病 院 7(14)	診療所 29(5)	歯科診療所 1(0) 飼育動物診療施設 5(0)
麻薬研究者	1(0)		

注) () 内は令和7年度の立入件数

(3) 大麻・けし

令和7年度不正大麻・けし撲滅運動(5月1日から6月30日)期間中に秩父市(4か所)47本、皆野町(2か所)410本、長瀬町(2か所)70本、計527本(8か所)の植えてはいけないけしを除去した。

これらのけしは、巡回や通報により発見されたが、いずれも栽培してはいけないものとは知らずに栽培していたものや自生したものだった。

(4) 薬物乱用防止事業

埼玉県では、平成4年度末に医療圏ごとに地区覚せい剤乱用防止推進員協議会(県内10か所)を設置することとし、秩父郡市(東秩父村を除く。)には埼玉県秩父地区覚せい剤乱用防止推進員協議会を設置した。平成22年に埼玉県秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会と改称し、青少年等を対象に啓発キャンペーンを実施するほか小学校・中学校等での薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員を講師として派遣(計5回)するなどして、薬物乱用防止の啓発に努めている。

(5) 献血推進事業

献血による血液製剤の国内自給の推進のため、国が策定する毎年度の献血確保目標量に応じ、各市町村の人口などを基に目標を定め、その達成に努めている。

〔管内の献血実施状況〕

令和7年度

市町名	献血受付者数	目標数	達成率(%)
秩父市	2,487	2,778	89.5
横瀬町	191	182	104.9
皆野町	179	180	99.4
長瀬町	225	158	142.4
小鹿野町	414	299	138.5
合 計	3,496	3,597	97.2

(6) 温 泉

秩父地域は地理的に恵まれ、令和8年3月31日現在24か所の源泉があり、温泉利用施設は44施設ある。

2 食品の安全性の確保

食品営業許可、届出受理の他、営業施設の監視指導、食品に関する衛生教育、食中毒発生時の調査等を行っている。

なお、令和3年6月1日から改正食品衛生法が施行されたため、旧食品衛生法（令和3年6月1日改正前の食品衛生法。以下、旧法とする。）と改正食品衛生法（以下、改正法とする。）に分けて数を計上する。

(1) 業種別食品営業施設数

ア 旧法に基づく営業許可施設数

令和8年3月31日現在

業 種	施設数
総 数	439
飲食店営業	256
喫茶店営業	17
菓子製造業	39
アイスクリーム類製造業	1
乳製品製造業	2
乳類販売業	24
食肉処理業	5
食肉販売業	16
魚介類販売業	8
食品の冷凍又は冷蔵業	1
清涼飲料水製造業	2
氷雪製造業	1
みそ製造業	4
醤油製造業	1
ソース類製造業	1
酒類製造業	2
豆腐製造業	3
めん類製造業	6
そうざい製造業	5
缶詰又は瓶詰食品製造業	2
添加物製造業	3
こんにゃく類製造業	2
食料品販売業	38

イ 改正法に基づく営業許可施設数

令和 8 年 3 月 31 日現在

業 種	施設数	許可件数	
		新規	継続
総 数	1465	113	195
飲食店営業	1091	95	142
調理機能を有する 自動販売機	1	0	0
食肉販売業	38	1	7
魚介類販売業	15	1	3
魚介類競り売り営業	0	0	0
集乳業	0	0	0
乳処理業	1	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0
食肉処理業	10	1	1
食品の放射線照射業	0	0	0
菓子製造業	138	12	20
アイスクリーム製造業	4	0	0
乳製品製造業	3	0	1
清涼飲料水製造業	7	0	1
食肉製品製造業	4	0	0
水産製品製造業	1	0	0
氷雪製造業	0	0	0
液卵製造	0	0	0
食用油脂製造業	1	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	9	0	1
酒類製造業	13	0	2
豆腐製造業	9	0	1
納豆製造業	0	0	0
麺類製造業	32	0	2
そうざい製造業	55	3	9
複合型そうざい製造業	0	0	0
冷凍食品製造業	2	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0
漬物製造業	23	0	5
密封包装食品製造業	3	0	0
食品の小分け業	2	0	0
添加物製造業	3	0	0

ウ 改正法に基づく営業届出施設数

令和 8 年 3 月 31 日現在

業 種	施設数
総 数	801
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	7
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	36
乳類販売業	56
氷雪販売業	4
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	52
弁当販売業	7
野菜果物販売業	26
米穀類販売業	12
通信販売・訪問販売による販売業	0
コンビニエンスストア	39
百貨店、総合スーパー	60
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）	61
その他の食料・飲料販売業	206
添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2
いわゆる健康食品の製造・加工業	2
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	16
農産保存食料品製造・加工業	21
調味料製造・加工業	15
糖類製造・加工業	0
精穀・製粉業	8
製茶業	9
海藻製造・加工業	0
卵選別包装業	0
その他の食料品製造・加工業	87
行商	5
集団給食施設	57
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1
その他	12

(2) 食中毒の発生状況

令和7年度中に管内施設を原因とする食中毒の発生はなかった。

(3) 監視指導等実施状況

令和7年度秩父保健所監視指導計画に基づき、営業許可継続調査時等に366施設を対象として監視指導を行った。

(4) 衛生講習会等実施状況

令和7年度

対 象 者	実施回数	参加者
食品営業者、給食従事者	6回	219人
一般県民等	2回	54人

3 生活環境の確保

(1) 衛生的な生活環境の確保

ア 環境衛生営業施設

不特定多数の人々が利用する施設であって、衛生上の危害を防止するため施設の整備と衛生管理が必要とされる環境衛生関係営業については、許可（旅館、公衆浴場、興行場等）、あるいは確認（理容所、美容所、クリーニング所）を行うとともに、衛生監視指導等も実施している。

令和8年3月31日現在

区 分	総 数	理容所	美容所	クリーニング所	旅 館	公衆浴場	興行場
総 数	636	101	254	53(31)	173	51	4
秩父市	408	69	174	29(17)	99	33	4
横瀬町	44	5	16	5(3)	15	3	－
皆野町	52	8	19	5(4)	14	6	－
長瀬町	60	4	19	6(2)	29	2	－
小鹿野町	72	15	26	8(5)	16	7	－
監視指導数	277	58	117	15(10)	61	24	2

注) () 内は取次所を再掲

イ その他の環境衛生施設

令和7年度

区 分	特定建築物	プール	
		公 営	民 営
総 数	20	1	1
秩父市	16	1	1
横瀬町	－	－	－
皆野町	1	－	－
長瀬町	2	－	－
小鹿野町	1	－	－
監視指導数	－	2	

(2) 動物の適正な飼育管理

ア 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

狂犬病は、日本を含む一部の国を除いた大部分の国々で発生しており、各国との交流が深まるにつれて、海外から国内に狂犬病ウイルスが侵入する危険性が増大している。万一、狂犬病ウイルスが国内に侵入した場合に備えて、飼い犬に狂犬病ワクチンの注射を義務づけるとともに、飼い犬の登録制度を実施している。

令和7年度

区 分	総 数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
登録頭数	4,974	3,262	381	481	320	530
注射頭数	3,324	2,105	298	347	249	325

イ 犬による苦情等処理件数

犬による苦情や相談に応じ、野犬等の捕獲や飼い主に対する指導などを行い、苦情を処理するとともに正しい犬の飼い方の普及啓発を図っている。

令和7年度

区 分	捕獲依頼	引取依頼	放し飼い取締依頼	咬傷事件
件 数	20	7	2	10

ウ 犬の捕獲・引取り状況

狂犬病予防及び咬傷等の危害を防止するため、捕獲用器具等による野犬等の捕獲を実施するとともに、飼うことのできなくなった犬について引取りを行っている。

捕獲された犬は、大部分が飼い主に捨てられた犬あるいは飼い主宅から迷い出た犬と推定されるが、犬鑑札が首輪に装着されていないため飼い主が判明しないことが多い。

犬の引取りを希望する人に対しては、飼養を継続するよう指導し、やむを得ない場合に限り引取りを行っている。

令和 7 年度

収容犬 頭 数	内 訳			処分犬 頭 数	内 訳			
	捕獲数	引取数	前年度 繰越数		センター 送致数	返還数	保健所 処分数	次年度 繰越数
15	14	1	－	15	4	11	－	0

エ 狂犬病予防協会

管内の埼玉県獣医師会所属獣医師、管内市町及び保健所の狂犬病予防事務担当職員で構成され、狂犬病予防注射及び犬の登録等を円滑に実施するための調整等を行っている。

(3) 水道普及状況

管内の水道普及率は 98.5%に達しているが、県全体の普及率 99.8%に比較してやや低い。

令和 7 年 3 月 31 日現在

	人 口	総 数	上水道	簡易 水道	給水人口	普及率 (%)	専用水 道・自家 用水道等
総 数	87,054	1	1	－	85,771	98.5	20
秩父市	55,201	1	*1	－	55,070	99.8	7
横瀬町	7,380	(1)	*(1)	－	7,346	99.5	－
皆野町	8,576	(1)	*(1)	－	7,987	93.1	12
長瀬町	6,259	(1)	*(1)	－	5,837	93.3	－
小鹿野町	9,638	(1)	*(1)	－	9,531	98.9	1

注) *は秩父広域市町村圏組合の水道事業による。()内は、秩父広域市町村圏組合(所在地: 秩父市) から給水を受けている数を内数で記載。

秩父広域市町村圏組合: 秩父地域の 1 市 4 町で設立した地方自治法に基づく特別地方公共団体(一部事務組合)

(4) 水質検査

ア 水質検査内訳

令和7年度

			総 数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総 数			26 (13)	8 (5)	4 (2)	9 (2)	1 (1)	3 (2)
飲 料 水	水 道 水	上 水 道	3 (0)	1 (0)	- (-)	2 (0)	- (-)	- (-)
		簡易専用水道	1 (0)	- (-)	- (-)	1 (0)	- (-)	- (-)
		その他の水道	1 (0)	- (-)	- (-)	1 (0)	- (-)	- (-)
	井戸水等		21 (13)	7 (5)	4 (2)	5 (2)	1 (1)	3 (2)

注) () 内は不適件数

イ 井戸水の検査内容内訳

井戸水等では不適率が 61.9%となっており、細菌検査の不適率が高い。

令和7年度

井戸水等	検体数	不適数	内 訳	理化学検査不適	細菌検査不適
	21	13		4(3)	12(3)

理化学検査項目：アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、臭気、味、色度、濁度、pH 値、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、残留塩素

細菌検査項目：一般細菌、大腸菌

注) () 内は理化学検査、細菌検査ともに不適な検体数

(5) 特定動物の飼養又は保管の許可

危険性の高い動物の飼育は、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条の規定に基づき許可制になっており、管理状況については立入検査を行っている。

令和7年度

獣 種	許可施設数	飼養頭数	所 在 地
ニホンザル	3	124	長瀬町
メガネカイマン	1	1	秩父市

(6) 動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律第10条の規定に基づき登録制になっており、登録とそれに伴う立入調査を行っている。

令和8年3月31日現在

	総施設数	業種別登録数					
		販売	保管	貸出	訓練	展示	計
総 数	35	19	16	0	5	8	48
秩父市	24	16	11	-	2	5	34
横瀬町	1	-	1	-	-	-	1
皆野町	2	1	1	-	-	-	2
長瀬町	3	1	1	-	-	1	3
小鹿野町	5	1	2	0	3	2	8

注) 1施設で複数業種の登録をしている場合がある。業種別登録数は延数となっており、総施設数とは必ずしも一致しない。

第4 衛生統計資料

1 人口

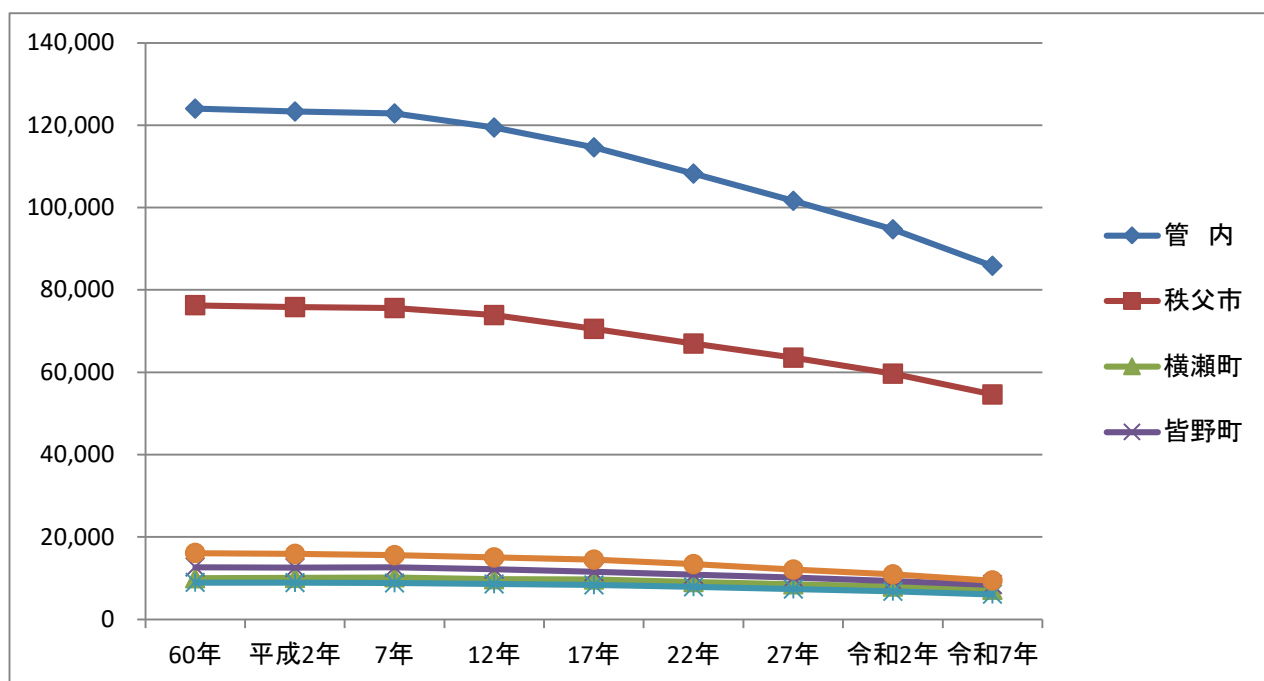
(1) 管内人口の年次推移

(単位:人)

	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	令和7年
埼玉県	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534	7,344,765	7,287,169
管 内	124,052	123,314	122,851	119,477	114,596	108,226	101,648	94,690	85,835
秩父市	76,275	75,845	75,618	73,875	70,563	66,955	63,555	59,674	54,646
横瀬町	9,989	10,073	10,194	9,782	9,684	9,039	8,519	7,979	7,227
皆野町	12,707	12,571	12,602	12,199	11,518	10,888	10,133	9,302	8,430
長瀬町	8,963	8,906	8,809	8,560	8,352	7,908	7,324	6,807	6,101
小鹿野町	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436	12,117	10,928	9,431

* 各年10月1日・国勢調査人口(総務省統計局)

* 平成12年まで(市町村合併前)の秩父市及び小鹿野町の人口には、現在の行政区域に合わせ、吉田町・大滝村・荒川村(現秩父市)及び両神村(現小鹿野町)の人口を計上している。



(2) 人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕

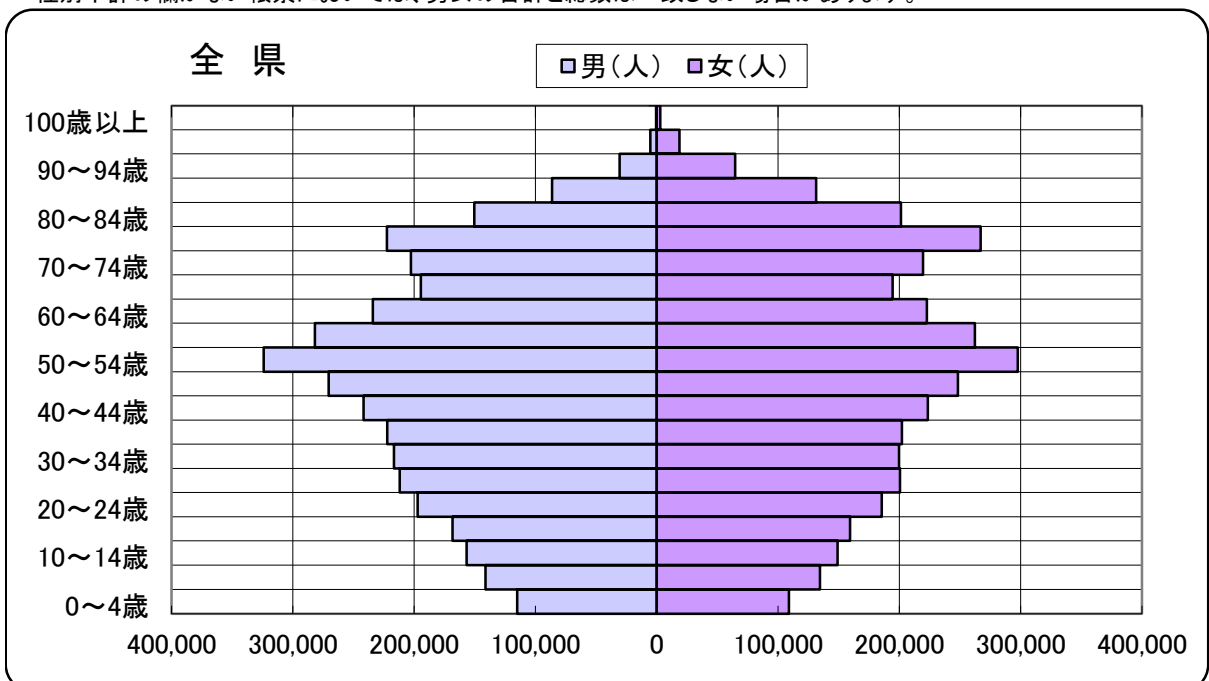
〔埼玉県〕

令和8年1月1日現在

年齢階級	総 数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	7,368,512	100.0%	3,672,683	49.8%	3,695,828	50.2%
0～4歳	224,199	3.0%	115,058	1.6%	109,141	1.5%
5～9歳	275,828	3.7%	141,205	1.9%	134,623	1.8%
10～14歳	305,852	4.2%	156,777	2.1%	149,075	2.0%
15～19歳	327,547	4.4%	168,173	2.3%	159,374	2.2%
20～24歳	382,726	5.2%	197,143	2.7%	185,583	2.5%
25～29歳	412,421	5.6%	211,824	2.9%	200,597	2.7%
30～34歳	416,425	5.7%	216,650	2.9%	199,775	2.7%
35～39歳	424,433	5.8%	222,180	3.0%	202,253	2.7%
40～44歳	465,032	6.3%	241,605	3.3%	223,426	3.0%
45～49歳	518,611	7.0%	270,339	3.7%	248,272	3.4%
50～54歳	621,503	8.4%	323,888	4.4%	297,615	4.0%
55～59歳	544,203	7.4%	281,850	3.8%	262,353	3.6%
60～64歳	456,771	6.2%	233,938	3.2%	222,833	3.0%
65～69歳	388,900	5.3%	194,297	2.6%	194,603	2.6%
70～74歳	422,249	5.7%	202,568	2.7%	219,681	3.0%
75～79歳	489,399	6.6%	222,252	3.0%	267,147	3.6%
80～84歳	351,683	4.8%	150,298	2.0%	201,385	2.7%
85～89歳	217,871	3.0%	86,361	1.2%	131,510	1.8%
90～94歳	95,220	1.3%	30,585	0.4%	64,635	0.9%
95～99歳	24,109	0.3%	5,225	0.1%	18,884	0.3%
100歳以上	3,525	0.0%	466	0.0%	3,059	0.0%
不詳	5	0.0%	1	0.0%	4	0.0%
(0～14歳)	805,879	10.9%	413,040	5.6%	392,839	5.3%
(15～64歳)	4,569,671	62.0%	2,367,590	32.1%	2,202,081	29.9%
(65歳以上)	1,992,956	27.0%	892,052	12.1%	1,100,904	14.9%
(75歳以上)	1,181,807	16.0%	495,187	6.7%	686,620	9.3%

* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

* 性別不詳の欄がない帳票においては、男女の合計と総数は一致しない場合があります。

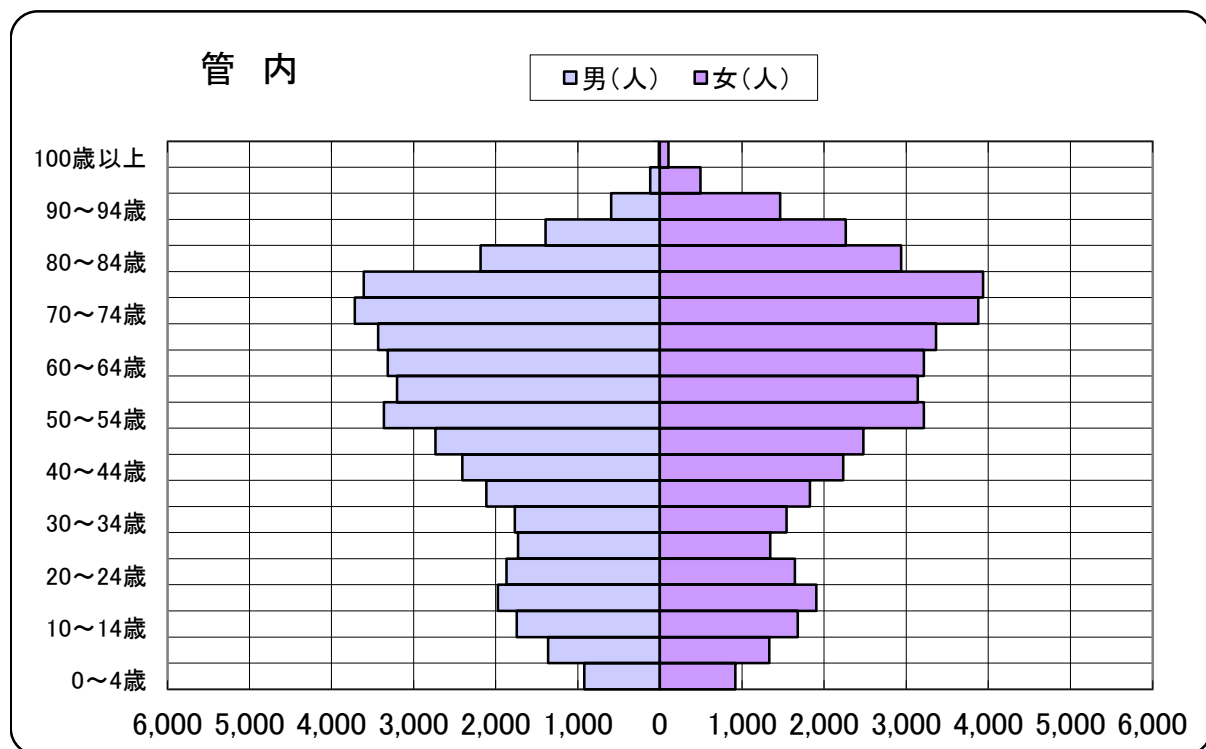


〔管内〕

令和8年1月1日現在

年齢階級	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	88,473	100.0%	43,572	49.2%	44,901	50.8%
0～4歳	1,840	2.1%	922	1.0%	918	1.0%
5～9歳	2,694	3.0%	1,363	1.5%	1,331	1.5%
10～14歳	3,422	3.9%	1,744	2.0%	1,678	1.9%
15～19歳	3,880	4.4%	1,976	2.2%	1,904	2.2%
20～24歳	3,510	4.0%	1,868	2.1%	1,642	1.9%
25～29歳	3,072	3.5%	1,730	2.0%	1,342	1.5%
30～34歳	3,307	3.7%	1,766	2.0%	1,541	1.7%
35～39歳	3,940	4.5%	2,113	2.4%	1,827	2.1%
40～44歳	4,641	5.2%	2,407	2.7%	2,234	2.5%
45～49歳	5,211	5.9%	2,735	3.1%	2,476	2.8%
50～54歳	6,577	7.4%	3,363	3.8%	3,214	3.6%
55～59歳	6,344	7.2%	3,203	3.6%	3,141	3.6%
60～64歳	6,530	7.4%	3,316	3.7%	3,214	3.6%
65～69歳	6,797	7.7%	3,433	3.9%	3,364	3.8%
70～74歳	7,594	8.6%	3,717	4.2%	3,877	4.4%
75～79歳	7,546	8.5%	3,610	4.1%	3,936	4.4%
80～84歳	5,125	5.8%	2,186	2.5%	2,939	3.3%
85～89歳	3,654	4.1%	1,392	1.6%	2,262	2.6%
90～94歳	2,057	2.3%	593	0.7%	1,464	1.7%
95～99歳	615	0.7%	120	0.1%	495	0.6%
100歳以上	117	0.1%	15	0.0%	102	0.1%
(0～14歳)	7,956	9.0%	4,029	4.6%	3,927	4.4%
(15～64歳)	47,012	53.1%	24,477	27.7%	22,535	25.5%
(65歳以上)	33,505	37.9%	15,066	17.0%	18,439	20.8%
(75歳以上)	19,114	21.6%	7,916	8.9%	11,198	12.7%

* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)



(3) 人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕

年齢階級	秩父市				横瀬町				皆野町			
	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)
総 数	56,230	100.0%	27,561	28,669	7,502	100.0%	3,726	3,776	8,708	100.0%	4,325	4,383
0～4歳	1,303	2.3%	655	648	186	2.5%	100	86	143	1.6%	64	79
5～9歳	1,839	3.3%	936	903	260	3.5%	121	139	254	2.9%	130	124
10～14歳	2,259	4.0%	1,158	1,101	277	3.7%	136	141	329	3.8%	172	157
15～19歳	2,466	4.4%	1,233	1,233	333	4.4%	176	157	386	4.4%	212	174
20～24歳	2,259	4.0%	1,206	1,053	299	4.0%	155	144	344	4.0%	174	170
25～29歳	2,053	3.7%	1,135	918	277	3.7%	156	121	289	3.3%	165	124
30～34歳	2,287	4.1%	1,183	1,104	285	3.8%	169	116	273	3.1%	151	122
35～39歳	2,626	4.7%	1,414	1,212	351	4.7%	194	157	344	4.0%	191	153
40～44歳	3,065	5.5%	1,580	1,485	395	5.3%	205	190	450	5.2%	236	214
45～49歳	3,301	5.9%	1,727	1,574	436	5.8%	220	216	519	6.0%	273	246
50～54歳	4,216	7.5%	2,156	2,060	523	7.0%	262	261	663	7.6%	345	318
55～59歳	4,036	7.2%	2,011	2,025	576	7.7%	299	277	574	6.6%	277	297
60～64歳	4,152	7.4%	2,092	2,060	592	7.9%	308	284	598	6.9%	314	284
65～69歳	4,244	7.5%	2,169	2,075	535	7.1%	256	279	655	7.5%	325	330
70～74歳	4,540	8.1%	2,205	2,335	619	8.3%	313	306	841	9.7%	412	429
75～79歳	4,532	8.1%	2,134	2,398	617	8.2%	300	317	845	9.7%	423	422
80～84歳	3,103	5.5%	1,277	1,826	444	5.9%	180	264	530	6.1%	240	290
85～89歳	2,242	4.0%	840	1,402	290	3.9%	114	176	370	4.2%	143	227
90～94歳	1,273	2.3%	366	907	149	2.0%	51	98	222	2.5%	61	161
95～99歳	364	0.6%	74	290	44	0.6%	11	33	67	0.8%	15	52
100歳以上	70	0.1%	10	60	14	0.2%	0	14	12	0.1%	2	10
(0～14歳)	5,401	9.6%	2,749	2,652	723	9.6%	357	366	726	8.3%	366	360
(15～64歳)	30,461	54.2%	15,737	14,724	4,067	54.2%	2,144	1,923	4,440	51.0%	2,338	2,102
(65歳以上)	20,368	36.2%	9,075	11,293	2,712	36.2%	1,225	1,487	3,542	40.7%	1,621	1,921
(75歳以上)	11,584	20.6%	4,701	6,883	1,558	20.8%	656	902	2,046	23.5%	884	1,162

*埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

令和8年1月1日現在

長瀬町				小鹿野町			
総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)
6,223	100.0%	3,069	3,154	9,810	100.0%	4,891	4,919
84	1.3%	50	34	124	1.3%	53	71
138	2.2%	69	69	203	2.1%	107	96
235	3.8%	124	111	322	3.3%	154	168
233	3.7%	119	114	462	4.7%	236	226
240	3.9%	124	116	368	3.8%	209	159
190	3.1%	119	71	263	2.7%	155	108
190	3.1%	104	86	272	2.8%	159	113
231	3.7%	120	111	388	4.0%	194	194
271	4.4%	141	130	460	4.7%	245	215
364	5.8%	198	166	591	6.0%	317	274
495	8.0%	242	253	680	6.9%	358	322
462	7.4%	242	220	696	7.1%	374	322
478	7.7%	244	234	710	7.2%	358	352
489	7.9%	240	249	874	8.9%	443	431
541	8.7%	268	273	1,053	10.7%	519	534
625	10.0%	292	333	927	9.4%	461	466
469	7.5%	213	256	579	5.9%	276	303
296	4.8%	115	181	456	4.6%	180	276
149	2.4%	38	111	264	2.7%	77	187
37	0.6%	5	32	103	1.0%	15	88
6	0.1%	2	4	15	0.2%	1	14
457	7.3%	243	214	649	6.6%	314	335
3,154	50.7%	1,653	1,501	4,890	49.8%	2,605	2,285
2,612	42.0%	1,173	1,439	4,271	43.5%	1,972	2,299
1,582	25.4%	665	917	2,344	23.9%	1,010	1,334

2 人口動態

<人口動態調査について>

a. 目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

b. 調査の対象

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

c. 調査の時期

調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで

d. 調査の方法

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

<比率の解説>

出生率・死亡率・婚姻率・離婚率	=	$\frac{\text{1年間の事件数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
自然増減率	=	$\frac{\text{1年間の自然増減数(出生数－死亡数)}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
乳児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の乳児(出生1年未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の新生児(生後4週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死産率(総数・自然・人工)	=	$\frac{\text{1年間の死産数(妊娠満12週以後)}}{\text{1年間の出産数(出生＋死産)}}$	× 1,000
周産期死亡率	=	$\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出産数(出生＋妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
妊娠満22週以後の死産率 (後期死産率)	=	$\frac{\text{1年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{1年間の出産数(出生＋妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
早期新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死因別死亡率	=	$\frac{\text{1年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 100,000
合計特殊出生率	=	$\left[\frac{\text{1年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日の年齢別女性人口}} \right]$	* 15歳から49歳までの合計 (5歳階級で算出する時は5倍する)

<比率算出に用いた人口>

○ 全国・埼玉県

総務省統計局「人口推計(各年10月1日現在)」の日本人人口

※埼玉県の人口は、厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値

○ 市町

県総務部統計課「埼玉県推計人口(各年10月1日現在)」(総人口)

(1) 人口動態総覧

〔令和6年確定〕

区 分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
10/1推計人口		120,295,592	7,083,000	88,016	55,724	7,467	8,726	6,319	9,780
出 生	率 (人口千対)	5.7	5.6	3.4	3.9	2.9	2.5	2.2	2.0
	数	686,173	39,956	298	220	22	22	14	20
	男	351,451	20,571	146	116	10	6	8	6
	女	334,722	19,385	152	104	12	16	6	14
死 亡	率 (人口千対)	13.3	12.2	18.2	17.4	17.1	22.2	20.6	18.7
	数	1,605,378	86,383	1,605	970	128	194	130	183
	男	819,709	46,607	800	479	55	99	67	100
	女	785,669	39,776	805	491	73	95	63	83
乳児死亡 (再掲)	率 (出生千対)	1.8	1.4	—	—	—	—	—	—
	数	1,266	57	—	—	—	—	—	—
新生児 死亡 (再掲)	率 (出生千対)	0.9	0.5	—	—	—	—	—	—
	数	637	21	—	—	—	—	—	—
自然増減	率 (人口千対)	-7.6	-6.6	-14.8	-13.5	-14.2	-19.7	-18.4	-16.7
	数	-919,205	-46,427	-1,307	-750	-106	-172	-116	-163
死 産	率 (出産千対)	21.8	24.5	26.1	9.0	43.5	120.0	66.7	47.6
	数	15,323	1,005	8	2	1	3	1	1
	自然死産	6,849	427	3	—	1	1	1	—
	人工死産	8,474	578	5	2	—	2	—	1
周産期死亡	率 (出産千対)	3.3	3.5	—	—	—	—	—	—
	数	2,285	139	—	—	—	—	—	—
	妊娠満22週 以降の死産	1,800	124	—	—	—	—	—	—
	早期新生児 死亡	485	15	—	—	—	—	—	—
婚 姻	率 (人口千対)	4.0	4.0	2.4	2.7	2.0	1.8	2.2	1.4
	数	485,092	28,250	212	153	15	16	14	14
離 婚	率 (人口千対)	1.55	1.49	1.05	1.18	1.34	0.92	0.63	0.41
	数	185,904	10,562	92	66	10	8	4	4
合計特殊出生率		1.15	1.09	0.89	0.96	0.76	0.77	0.77	0.60

* 全国: 令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)

* 埼玉県及び管内: 令和6年埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

〔令和7年概数〕 ※令和5年度から市町村別は発表時期が遅くなったため未掲載

区 分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
10/1推計人口		119,379,692	7,049,000	-	-	-	-	-	-
出 生	率 (人口千対)	5.6	5.5	-	-	-	-	-	-
	数	671,236	38,812	-	-	-	-	-	-
	男	344,215	20,002	-	-	-	-	-	-
	女	327,021	18,810	-	-	-	-	-	-
死 亡	率 (人口千対)	13.3	12.2	-	-	-	-	-	-
	数	1,589,489	85,772	-	-	-	-	-	-
	男	809,330	46,378	-	-	-	-	-	-
	女	780,159	39,394	-	-	-	-	-	-
乳児死亡 (再掲)	率 (出生千対)	1.9	1.5	-	-	-	-	-	-
	数	1,255	60	-	-	-	-	-	-
	率 (出生千対)	0.9	0.5	-	-	-	-	-	-
	数 (再掲)	575	20	-	-	-	-	-	-
自然増減	率 (人口千対)	-7.7	-6.7	-	-	-	-	-	-
	数	-918,253	-46,960	-	-	-	-	-	-
死 産	率 (出産千対)	22.3	24.8	-	-	-	-	-	-
	数	15,331	985	-	-	-	-	-	-
	自然死産	6,972	392	-	-	-	-	-	-
	人工死産	8,359	593	-	-	-	-	-	-
周産期死亡	率 (出産千対)	3.4	2.9	-	-	-	-	-	-
	数	2,271	114	-	-	-	-	-	-
	妊娠満22週 以降の死産	1,838	98	-	-	-	-	-	-
	早期新生児 死亡	433	16	-	-	-	-	-	-
婚 姻	率 (人口千対)	4.1	4.0	-	-	-	-	-	-
	数	489,119	28,315	-	-	-	-	-	-
離 婚	率 (人口千対)	1.50	1.47	-	-	-	-	-	-
	数	179,068	10,359	-	-	-	-	-	-
合計特殊出生率		1.14	1.06	-	-	-	-	-	-

* 全国及び埼玉県: 令和7年(2025)人口動態統計月報年報(概数)の概況(厚生労働省)

(2) 出生

ア 出生数〔出生時の体重・管内・市町別〕

令和6年

	総数	500g 未満	500g ～	1,000g ～	1,500g ～	2,000g ～	2,500g ～	3,000g ～	3,500g ～	4,000g ～	4,500g ～	5,000g 以上	不詳
管内	298	-	-	2	2	22	113	132	25	2	-	-	-
秩父市	220	-	-	1	1	17	81	100	18	2	-	-	-
横瀬町	22	-	-	1	1	2	6	9	3	-	-	-	-
皆野町	22	-	-	-	-	2	9	9	2	-	-	-	-
長瀬町	14	-	-	-	-	-	9	5	-	-	-	-	-
小鹿野町	20	-	-	-	-	1	8	9	2	-	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

イ 出生数〔母の年齢(5歳階級)・管内・市町別〕

令和6年

	総数	14歳 以下	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以上	不詳
管内	298	-	3	31	84	102	65	11	2	-	-
秩父市	220	-	2	22	67	78	41	8	2	-	-
横瀬町	22	-	-	3	7	4	7	1	-	-	-
皆野町	22	-	1	-	6	6	8	1	-	-	-
長瀬町	14	-	-	-	4	5	5	-	-	-	-
小鹿野町	20	-	-	6	-	9	4	1	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

(3) 死亡数・死因〔死因簡単分類別・埼玉県・管内・市町別〕

令和6年

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
	合 計	86,383	1,605	970	128	194	130	183
01000	感染症及び寄生虫症	1,425	26	18	2	2	2	2
01100	腸管感染症	92	5	3	1	1	-	-
01200	結核	73	1	1	-	-	-	-
01201	呼吸器結核	59	1	1	-	-	-	-
01202	その他の結核	14	-	-	-	-	-	-
01300	敗血症	732	7	5	1	1	-	-
01400	ウイルス肝炎	80	3	1	-	-	1	1
01401	B型ウイルス肝炎	18	-	-	-	-	-	-
01402	C型ウイルス肝炎	55	3	1	-	-	1	1
01403	その他のウイルス肝炎	7	-	-	-	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	9	-	-	-	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	439	10	8	-	-	1	1
02000	新生物＜腫瘍＞	21,830	382	241	29	43	24	45
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	21,104	366	230	27	41	24	44
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	484	6	3	2	-	-	1
02102	食道の悪性新生物＜腫瘍＞	571	15	10	2	1	1	1
02103	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	2,116	40	27	3	2	-	8
02104	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	2,180	48	30	5	5	-	8
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	932	14	11	-	2	1	-
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	1,137	23	14	1	6	1	1
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	899	11	7	-	3	1	-
02108	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	2,130	32	17	1	6	3	5
02109	喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞	49	1	-	-	1	-	-
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	4,016	59	37	4	6	5	7
02111	皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	116	1	-	-	-	-	1
02112	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	1,024	16	11	1	1	3	-
02113	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	444	12	6	2	1	1	2
02114	卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	319	2	1	1	-	-	-
02115	前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	838	12	9	-	2	-	1
02116	膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	526	11	7	1	1	1	1
02117	中枢神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	165	1	-	-	1	-	-
02118	悪性リンパ腫	773	12	7	2	-	2	1
02119	白血病	521	8	4	-	-	3	1
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	232	2	1	-	-	1	-
02121	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	1,632	40	28	2	3	1	6
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	726	16	11	2	2	-	1
02201	中枢神経系のその他の新生物＜腫瘍＞	130	-	-	-	-	-	-
02202	中枢神経系を除くその他の新生物＜腫瘍＞	596	16	11	2	2	-	1
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	269	5	4	-	-	-	1
03100	貧血	149	3	2	-	-	-	1
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	120	2	2	-	-	-	-
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	1,321	40	19	5	8	5	3
04100	糖尿病	840	21	9	3	3	4	2
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	481	19	10	2	5	1	1

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
05000	精神及び行動の障害	1,363	43	28	1	4	1	9
05100	血管性及び詳細不明の認知症	1,189	35	22	1	3	1	8
05200	その他の精神及び行動の障害	174	8	6	－	1	－	1
06000	神経系の疾患	3,036	57	35	4	6	2	10
06100	髄膜炎	15	－	－	－	－	－	－
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	136	2	2	－	－	－	－
06300	パーキンソン病	774	19	7	2	4	2	4
06400	アルツハイマー病	1,184	17	10	2	2	－	3
06500	その他の神経系の疾患	927	19	16	－	－	－	3
07000	眼及び付属器の疾患	－	－	－	－	－	－	－
08000	耳及び乳様突起の疾患	4	－	－	－	－	－	－
09000	循環器系の疾患	19,182	382	236	31	44	32	39
09100	高血圧性疾患	541	9	3	1	2	1	2
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	214	4	2	1	1	－	－
09102	その他の高血圧性疾患	327	5	1	－	1	1	2
09200	心疾患(高血圧性を除く)	12,035	233	151	23	21	17	21
09201	慢性リウマチ性心疾患	82	4	4	－	－	－	－
09202	急性心筋梗塞	1,619	41	26	2	9	2	2
09203	その他の虚血性心疾患	2,988	38	25	5	2	3	3
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	494	17	13	－	－	1	3
09205	心筋症	138	－	－	－	－	－	－
09206	不整脈及び伝導障害	1,502	30	15	1	1	4	9
09207	心不全	4,979	95	62	13	9	7	4
09208	その他の心疾患	233	8	6	2	－	－	－
09300	脳血管疾患	5,108	113	65	3	19	12	14
09301	くも膜下出血	609	14	10	1	3	－	－
09302	脳内出血	1,518	35	19	－	7	5	4
09303	脳梗塞	2,839	62	35	2	9	6	10
09304	その他の脳血管疾患	142	2	1	－	－	1	－
09400	大動脈瘤及び解離	1,103	18	12	1	2	1	2
09500	その他の循環器系の疾患	395	9	5	3	－	1	－
10000	呼吸器系の疾患	11,386	194	121	21	23	12	17
10100	インフルエンザ	156	4	4	－	－	－	－
10200	肺炎	5,174	72	41	11	6	8	6
10300	急性気管支炎	10	－	－	－	－	－	－
10400	慢性閉塞性肺疾患	838	13	7	1	3	1	1
10500	喘息	46	－	－	－	－	－	－
10600	その他の呼吸器系の疾患	5,162	105	69	9	14	3	10
10601	誤嚥性肺炎	2,831	54	41	2	7	1	3
10602	間質性肺疾患	1,469	36	20	5	3	2	6
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	862	15	8	2	4	－	1
11000	消化器系の疾患	3,083	76	43	7	9	7	10
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	124	6	4	－	1	1	－
11200	ヘルニア及び腸閉塞	424	15	7	1	3	1	3
11300	肝疾患	951	18	10	4	－	3	1
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	467	7	4	2	－	1	－
11302	その他の肝疾患	484	11	6	2	－	2	1
11400	その他の消化器系の疾患	1,584	37	22	2	5	2	6

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	207	2	1	－	－	1	－
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	581	10	7	1	2	－	－
14000	腎尿路生殖器系の疾患	2,425	38	22	2	4	2	8
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	210	6	4	1	－	－	1
14200	腎不全	1,416	22	9	1	4	1	7
14201	急性腎不全	135	2	1	－	－	－	1
14202	慢性腎不全	1,052	17	6	1	3	1	6
14203	詳細不明の腎不全	229	3	2	－	1	－	－
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	799	10	9	－	－	1	－
15000	妊娠、分娩及び産じょく	－	－	－	－	－	－	－
16000	周産期に発生した病態	16	－	－	－	－	－	－
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	1	－	－	－	－	－	－
16200	出産外傷	－	－	－	－	－	－	－
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	8	－	－	－	－	－	－
16400	周産期に特異的な感染症	2	－	－	－	－	－	－
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	－	－	－	－	－	－	－
16600	その他の周産期に発生した病態	5	－	－	－	－	－	－
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	105	1	－	－	－	－	1
17100	神経系の先天奇形	2	－	－	－	－	－	－
17200	循環器系の先天奇形	37	1	－	－	－	－	1
17201	心臓の先天奇形	25	－	－	－	－	－	－
17202	その他の循環器系の先天奇形	12	1	－	－	－	－	1
17300	消化器系の先天奇形	6	－	－	－	－	－	－
17400	その他の先天奇形及び変形	37	－	－	－	－	－	－
17500	染色体異常、他に分類されないもの	23	－	－	－	－	－	－
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	14,647	225	120	13	34	31	27
18100	老衰	10,507	205	108	13	33	30	21
18200	乳幼児突然死症候群	4	－	－	－	－	－	－
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	4,136	20	12	－	1	1	6
20000	傷病及び死亡の外因	3,485	72	45	6	9	5	7
20100	不慮の事故	1,918	38	24	5	3	2	4
20101	交通事故	164	4	3	1	－	－	－
20102	転倒・転落・墜落	561	15	11	2	－	1	1
20103	不慮の溺死及び溺水	228	1	－	－	1	－	－
20104	不慮の窒息	385	4	3	1	－	－	－
20105	煙、火及び火炎への曝露	53	2	1	－	－	－	1
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20	1	1	－	－	－	－
20107	その他の不慮の事故	507	11	5	1	2	1	2
20200	自殺	1,194	23	12	1	4	3	3
20300	他殺	8	－	－	－	－	－	－
20400	その他の外因	365	11	9	－	2	－	－
22000	特殊目的用コード	2,018	52	30	6	6	6	4
22100	重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	－	－	－	－	－	－	－
22200	その他の特殊目的用コード	2,018	52	30	6	6	6	4
22,201	新型コロナウイルス感染症	2,018	52	30	6	6	6	4
22,202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	－	－	－	－	－	－	－
22,203	その他の特殊目的用コード(22201及び22202を除く)	－	－	－	－	－	－	－

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(4) 死亡率順位〔死因別・管内〕

年次	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率
平成14年	悪性新生物	3.04	心疾患(高血圧性を除く)	1.65	脳血管疾患	1.28	肺 炎	0.89	不慮の事故	0.35
平成15年	悪性新生物	2.82	心疾患(高血圧性を除く)	1.59	脳血管疾患	1.41	肺 炎	0.70	不慮の事故	0.43
平成16年	悪性新生物	3.07	脳血管疾患	1.73	心疾患(高血圧性を除く)	1.52	肺 炎	0.94	不慮の事故 老 衰	0.40
平成17年	悪性新生物	3.18	心疾患(高血圧性を除く)	2.01	脳血管疾患	1.75	肺 炎	1.08	不慮の事故	0.54
平成18年	悪性新生物	3.10	心疾患(高血圧性を除く)	1.80	脳血管疾患	1.30	肺 炎	0.99	不慮の事故	0.48
平成19年	悪性新生物	3.00	心疾患(高血圧性を除く)	2.10	脳血管疾患	1.80	肺 炎	1.19	老 衰	0.53
平成20年	悪性新生物	3.30	心疾患(高血圧性を除く)	1.90	脳血管疾患	1.70	肺 炎	1.19	老 衰	0.78
平成21年	悪性新生物	3.43	心疾患(高血圧性を除く)	1.82	脳血管疾患	1.75	肺 炎	1.07	老 衰	0.73
平成22年	悪性新生物	3.58	心疾患(高血圧性を除く)	2.38	脳血管疾患	1.44	肺 炎	1.20	老 衰	0.73
平成23年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.41	脳血管疾患	1.48	肺 炎	0.97	老 衰	0.87
平成24年	悪性新生物	3.47	心疾患(高血圧性を除く)	2.37	脳血管疾患	1.49	肺 炎	1.16	老 衰	1.01
平成25年	悪性新生物	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.69	脳血管疾患	1.49	肺 炎	1.17	老 衰	0.91
平成26年	悪性新生物	3.54	心疾患(高血圧性を除く)	2.67	脳血管疾患	1.32	老 衰	1.25	肺 炎	1.21
平成27年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.39	老 衰	1.47	脳血管疾患	1.34	肺 炎	1.31
平成28年	悪性新生物	3.51	心疾患(高血圧性を除く)	2.51	老 衰	1.43	脳血管疾患	1.41	肺 炎	1.00
平成29年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.80	老 衰	1.45	脳血管疾患	1.22	肺 炎	0.80
平成30年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	3.53	心疾患(高血圧性を除く)	2.58	老 衰	1.65	脳血管疾患	1.47	肺 炎	0.80
令和元年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	3.79	心疾患(高血圧性を除く)	2.29	老 衰	1.48	脳血管疾患	1.11	肺 炎	1.04
令和2年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	4.09	心疾患(高血圧性を除く)	2.58	老 衰	1.95	脳血管疾患	1.32	肺 炎	0.58
令和3年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	3.67	心疾患(高血圧性を除く)	2.44	老 衰	2.24	脳血管疾患	1.14	肺 炎	0.76
令和4年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	3.87	心疾患(高血圧性を除く)	2.93	老 衰	2.45	脳血管疾患	1.27	肺 炎	0.68
令和5年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	4.10	心疾患(高血圧性を除く)	2.94	老 衰	2.16	脳血管疾患	1.21	肺 炎	0.75
令和6年	悪性新生物 ＜腫瘍＞	4.16	心疾患(高血圧性を除く)	2.65	老 衰	2.33	脳血管疾患	1.28	肺 炎	0.82

* 死亡率に用いた数値(死亡率:人口千対)

死亡数:埼玉県保健統計年報 平成16年まで「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因簡単分類)・保健所・市町村別」、平成17年以降「死亡数(死因(選択死因)・性・保健所・市区町村別」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)【注意:年によって表題が異なる場合あり】

人口:国勢調査年は「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局)、それ以外の年は「埼玉県推計人口(10月1日現在)(総人口)」(埼玉県総務部統計課)

(5) がんの死亡数〔部位別・管内〕

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)
総 数	387	100.0	342	100.0	354	100.0	368	100.0	366	100.0
口唇、口腔及び咽頭	7	1.8	2	0.6	5	1.4	6	1.6	6	1.6
食道	9	2.3	9	2.6	11	3.1	6	1.6	15	4.1
胃	46	11.9	36	10.5	32	9.0	19	5.2	40	10.9
結腸	38	9.8	40	11.7	38	10.7	37	10.1	48	13.1
直腸S状結腸移行部 及び直腸	16	4.1	17	5.0	18	5.1	23	6.3	14	3.8
肝及び肝内胆管	26	6.7	20	5.8	28	7.9	25	6.8	23	6.3
胆のう及びその他の胆道	28	7.2	12	3.5	16	4.5	23	6.3	11	3.0
膵	29	7.5	29	8.5	38	10.7	29	7.9	32	8.7
喉頭	1	0.3	2	0.6	1	0.3	1	0.3	1	0.3
気管、気管支及び肺	72	18.6	60	17.5	64	18.1	69	18.8	59	16.1
皮膚	1	0.3	2	0.6	－	0.0	1	0.3	1	0.3
乳房	17	4.4	16	4.7	23	6.5	16	4.3	16	4.4
子宮	7	1.8	5	1.5	7	2.0	10	2.7	12	3.3
卵巣	7	1.8	6	1.8	8	2.3	6	1.6	2	0.5
前立腺	11	2.8	13	3.8	4	1.1	19	5.2	12	3.3
膀胱	7	1.8	8	2.3	14	4.0	15	4.1	11	3.0
中枢神経系	3	0.8	7	2.0	2	0.6	6	1.6	1	0.3
悪性リンパ腫	19	4.9	13	3.8	9	2.5	10	2.7	12	3.3
白血病	7	1.8	13	3.8	5	1.4	9	2.4	8	2.2
その他のリンパ組織、 造血組織及び関連組織	6	1.6	7	2.0	6	1.7	5	1.4	2	0.5
その他	30	7.8	25	7.3	25	7.1	33	9.0	40	10.9

* 埼玉県保健統計年報「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因簡単分類)・保健所・市町村別)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(6) 諸率の年次推移[全国・埼玉県・秩父保健所管内]

○ 各率の算定に用いている人口

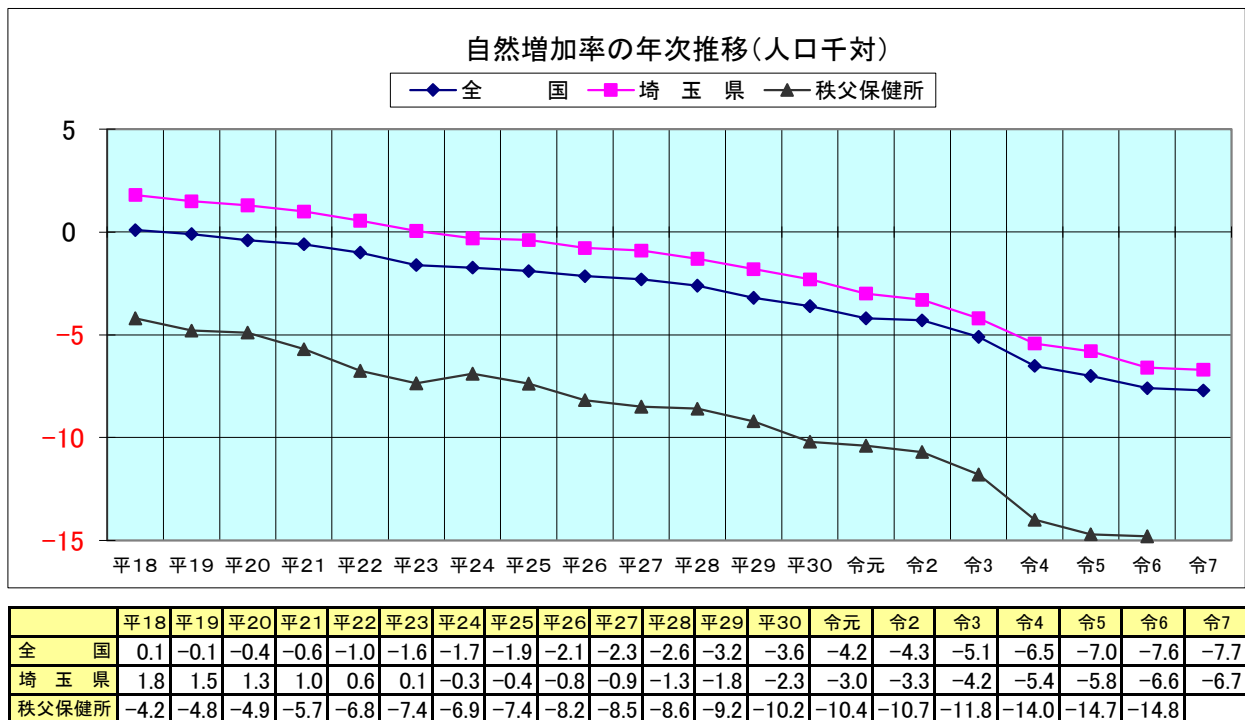
全 国	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局)
埼 玉 県	通常年 = 「10月1日現在推計人口(日本人人口)」(総務省統計局) ※埼玉県の人口は1,000人未満四捨五入(厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値)
秩父保健所管内	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局) 通常年 = 「埼玉県推計人口(10月1日現在)(総人口)」(埼玉県総務部統計課)

○ これらの表を作成するにあたり使用した資料

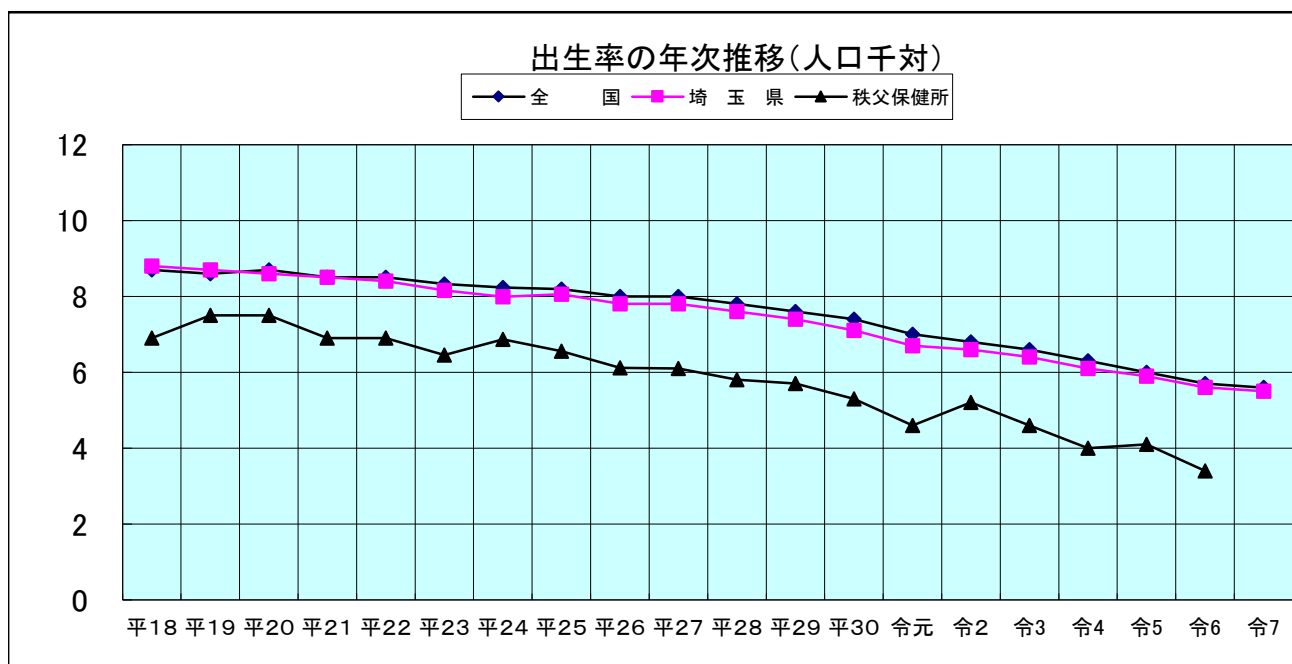
全 国	「厚生統計要覧」、「令和6年(2024)人口動態統計月報年報(概況)の概況」(厚生労働省) 「令和7年(2025)人口動態統計月報年報(概況)の概況」(厚生労働省)
埼 玉 県 秩父保健所管内	「平成11年～16年人口動態統計(確定数)」(厚生労働省)、「平成11年～令和5年埼玉県保健統計年報」、「令和6年埼玉県の人口動態概況(確定数)」、「令和7年埼玉県の人口動態概況(概数)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

※ 令和2年の数値は概数のため、後日公表される確定数による数値とは異なる場合があります。

ア 自然増加率の推移

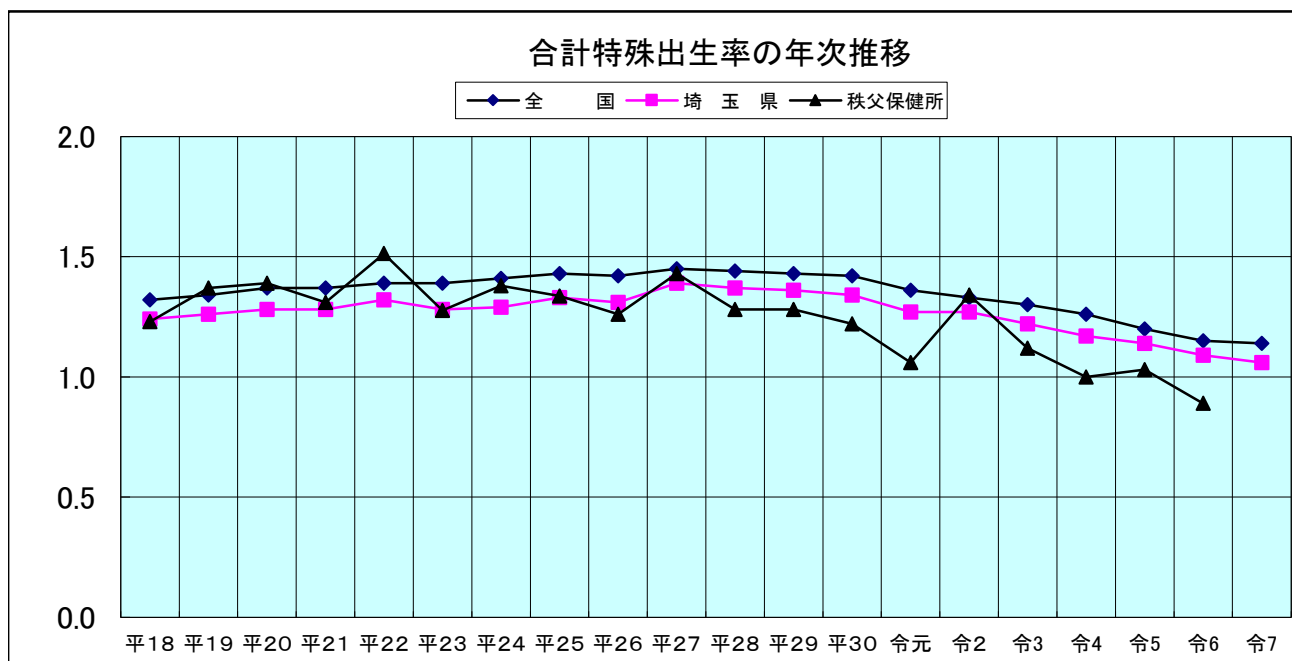


イ 出生率の推移



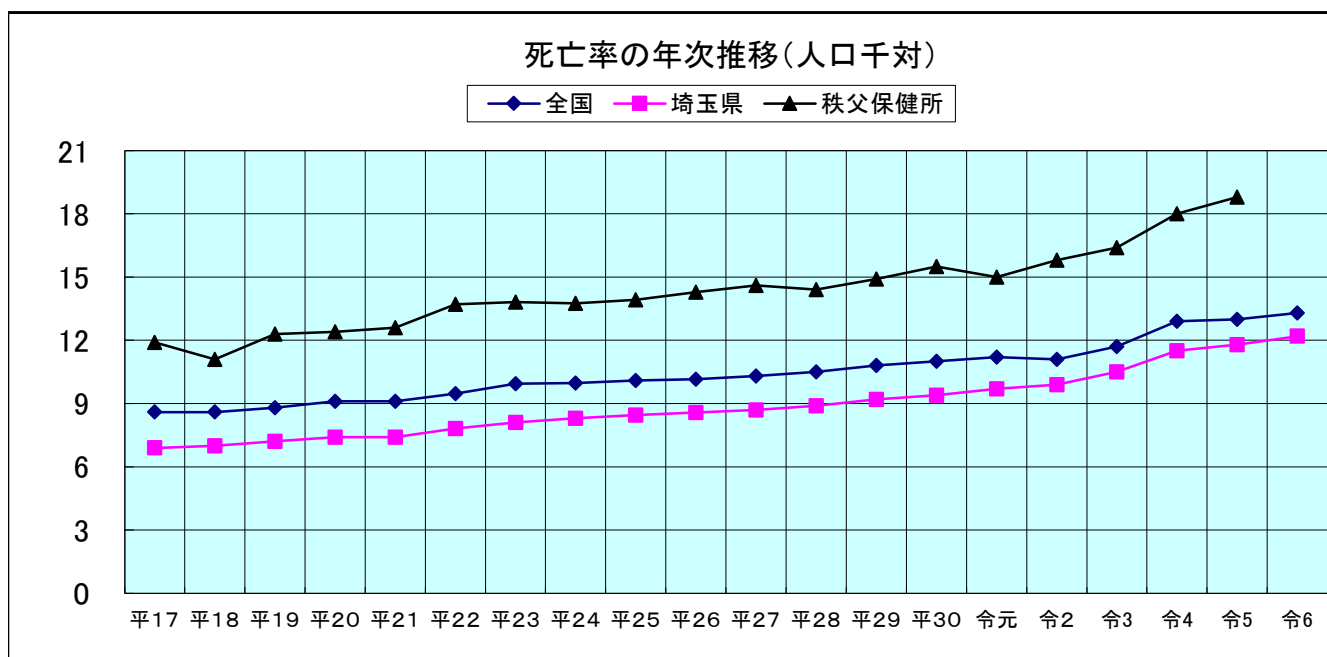
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0	5.7	5.6
埼 玉 県	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4	8.2	8.0	8.1	7.8	7.8	7.6	7.4	7.1	6.7	6.6	6.4	6.1	5.9	5.6	5.5
秩父保健所	6.9	7.5	7.5	6.9	6.9	6.4	6.9	6.6	6.1	6.1	5.8	5.7	5.3	4.6	5.2	4.6	4.0	4.1	3.4	

ウ 合計特殊出生率の推移



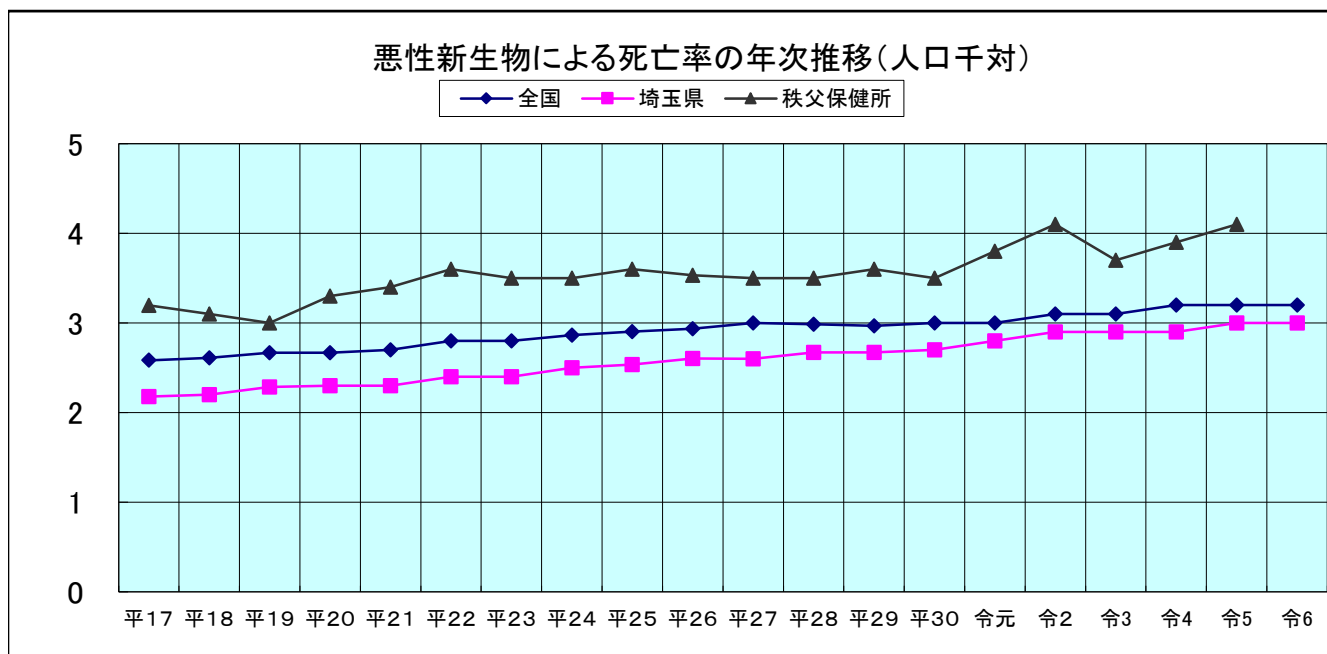
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15	1.14
埼 玉 県	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36	1.34	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14	1.09	1.06
秩父保健所	1.23	1.37	1.39	1.31	1.51	1.28	1.38	1.34	1.26	1.43	1.28	1.28	1.22	1.06	1.34	1.12	1.00	1.03	0.89	

エ 死亡率の推移〔全死亡及び三大死因〕



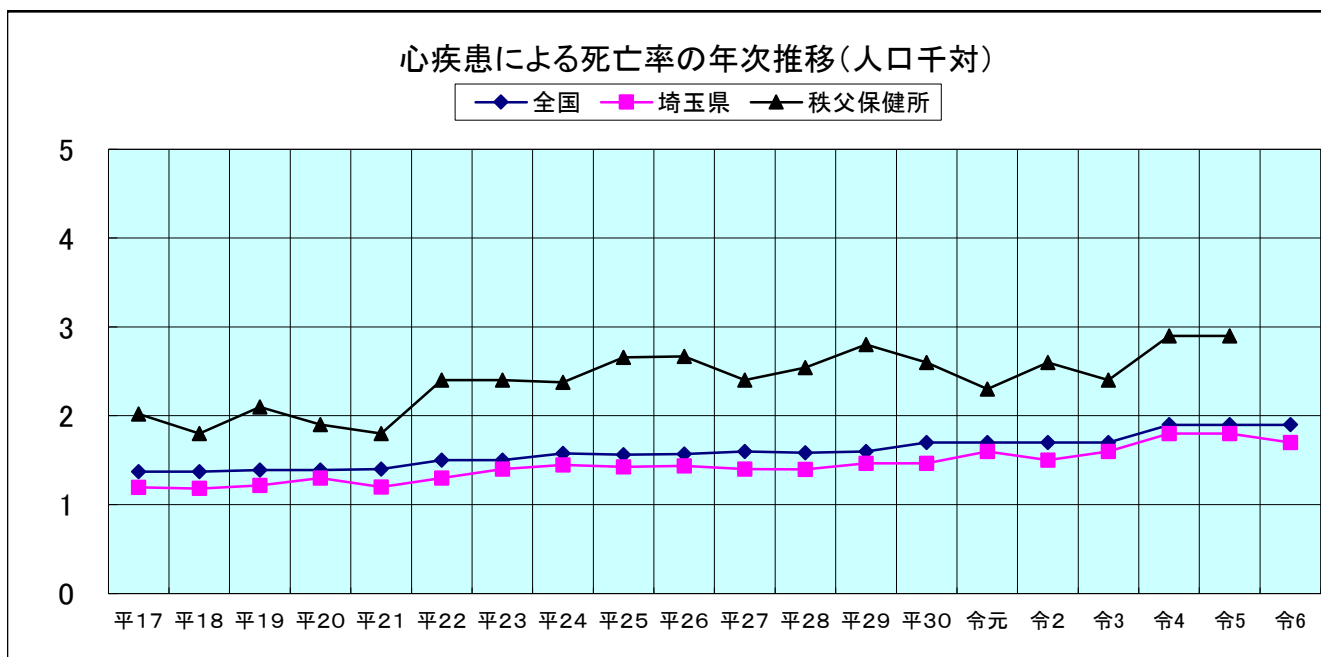
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.1	10.1	10.3	10.5	10.8	11.0	11.2	11.1	11.7	12.9	13.0	13.3	13.3
埼 玉 県	7.0	7.2	7.4	7.4	7.8	8.1	8.3	8.4	8.6	8.7	8.9	9.2	9.4	9.7	9.9	10.5	11.5	11.8	12.2	12.2
秩父保健所	11.1	12.3	12.4	12.6	13.7	13.8	13.7	13.9	14.3	14.6	14.4	14.9	15.5	15.0	15.8	16.4	18.0	18.8	18.2	

〔悪性新生物〕



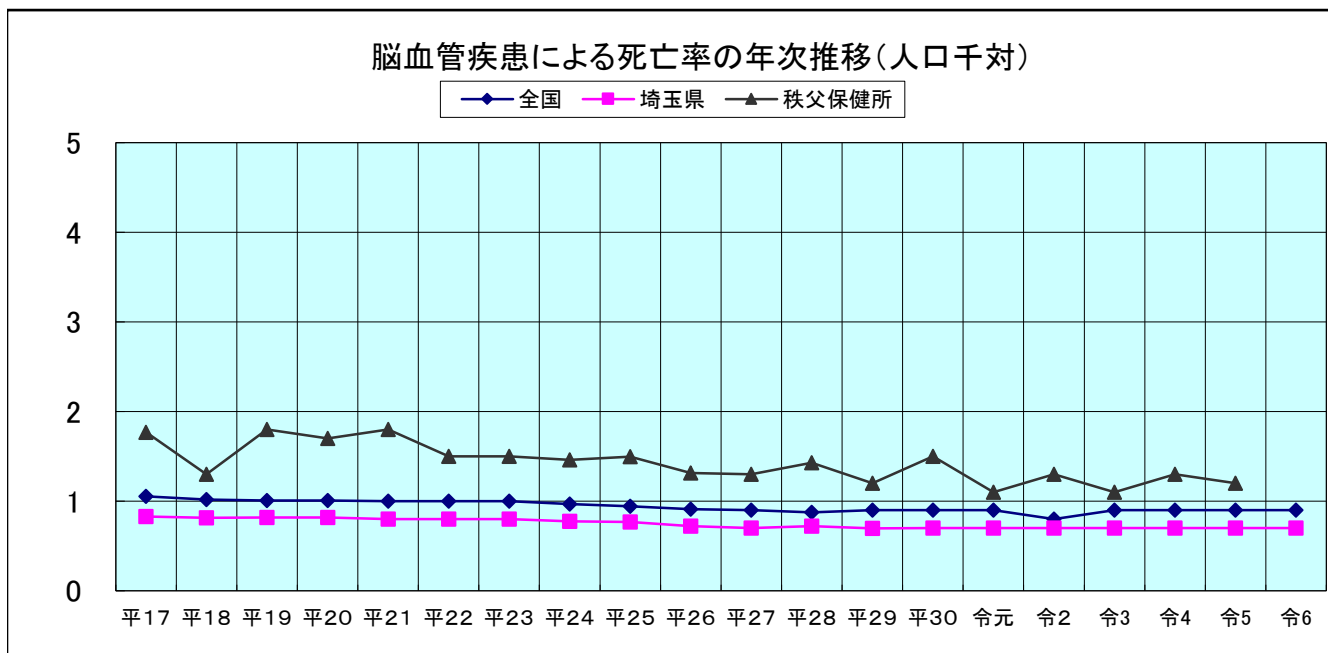
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2
埼 玉 県	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0
秩父保健所	3.1	3.0	3.3	3.4	3.6	3.5	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.6	3.5	3.8	4.1	3.7	3.9	4.1	4.2	

〔 心 疾 患 〕



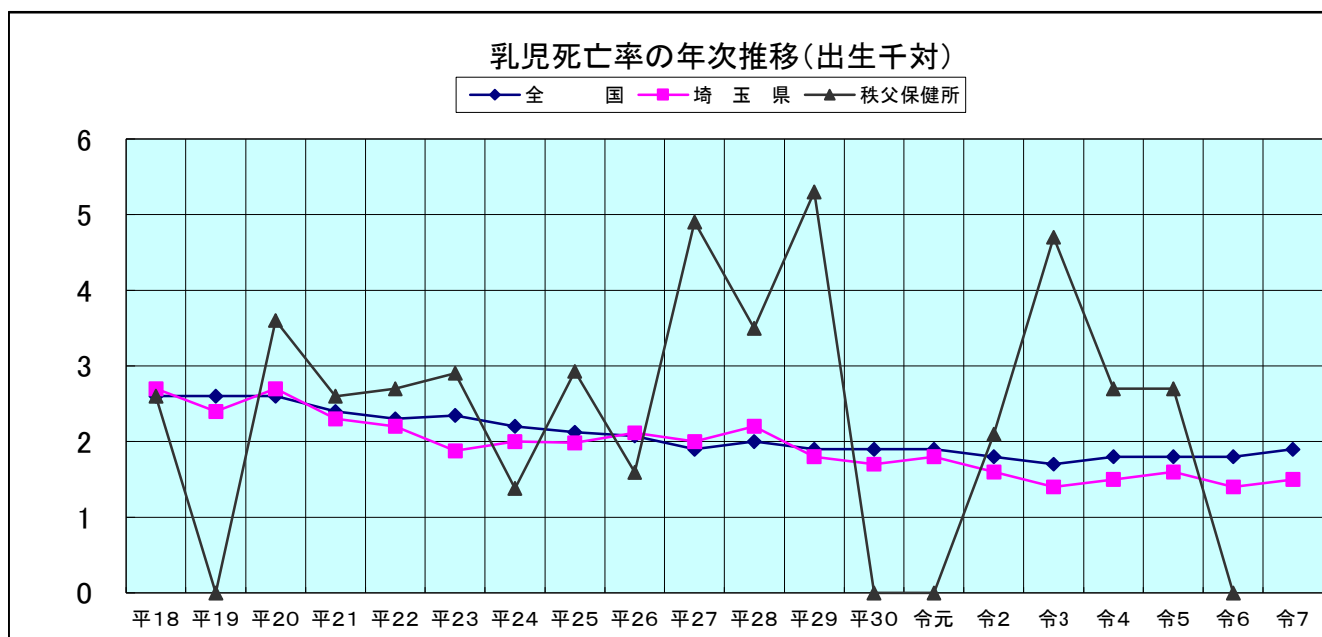
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8
埼 玉 県	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8	1.8	1.7
秩父保健所	1.8	2.1	1.9	1.8	2.4	2.4	2.4	2.7	2.7	2.4	2.5	2.8	2.6	2.3	2.6	2.4	2.9	2.9	2.6	

〔 脳 血 管 疾 患 〕



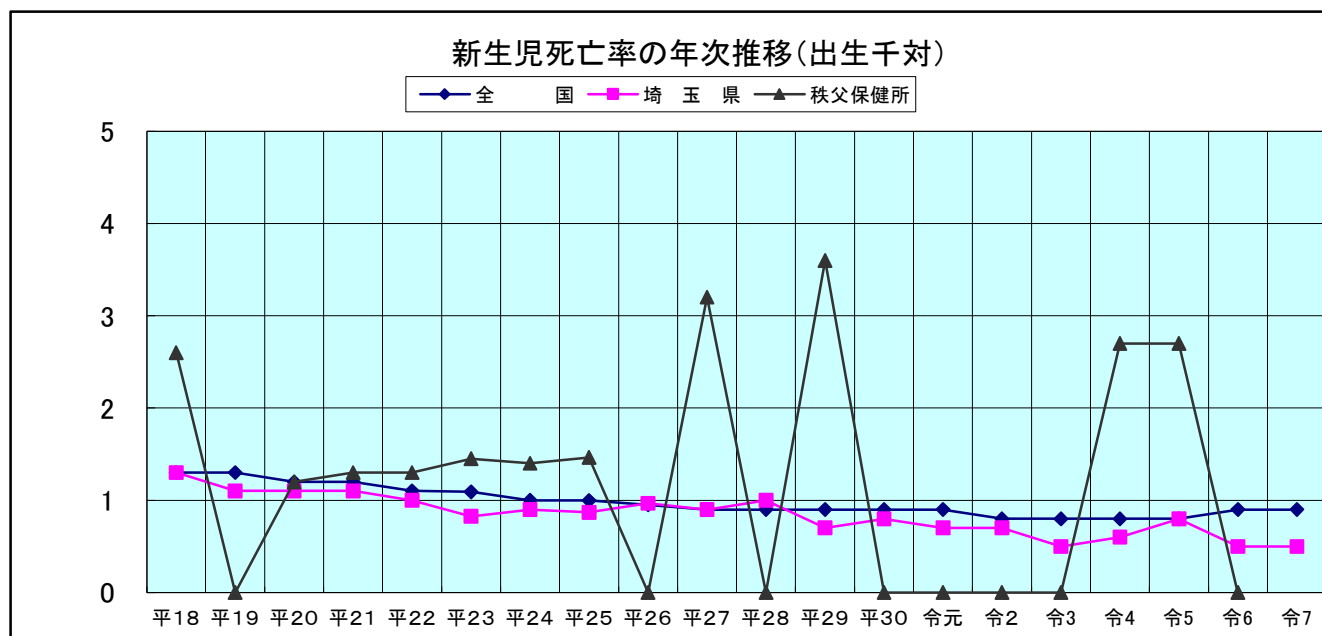
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8
埼 玉 県	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
秩父保健所	1.3	1.8	1.7	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	1.4	1.2	1.5	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	

オ 乳児死亡率の推移



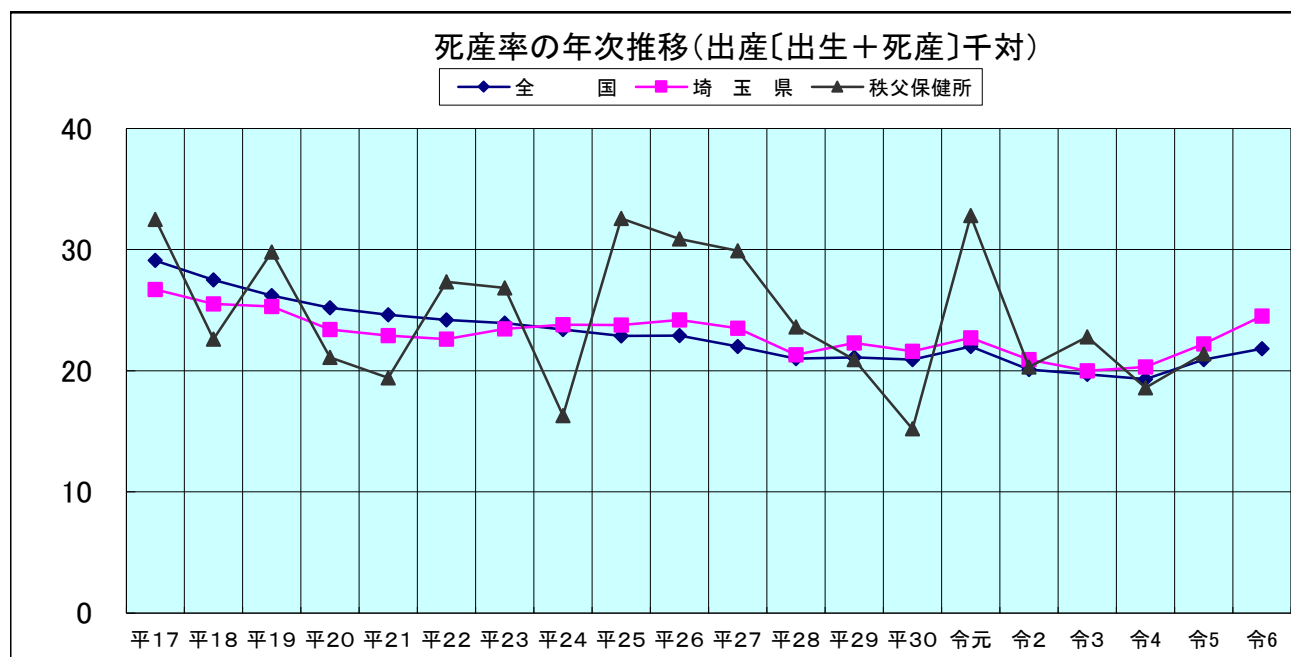
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	1.8	1.9
埼 玉 県	2.7	2.4	2.7	2.3	2.2	1.9	2.0	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	1.7	1.8	1.6	1.4	1.5	1.6	1.4	1.5
秩父保健所	2.6	-	3.6	2.6	2.7	2.9	1.4	2.9	1.6	4.9	3.5	5.3	-	-	2.1	4.7	2.7	2.7	-	-

カ 新生児死亡率の推移



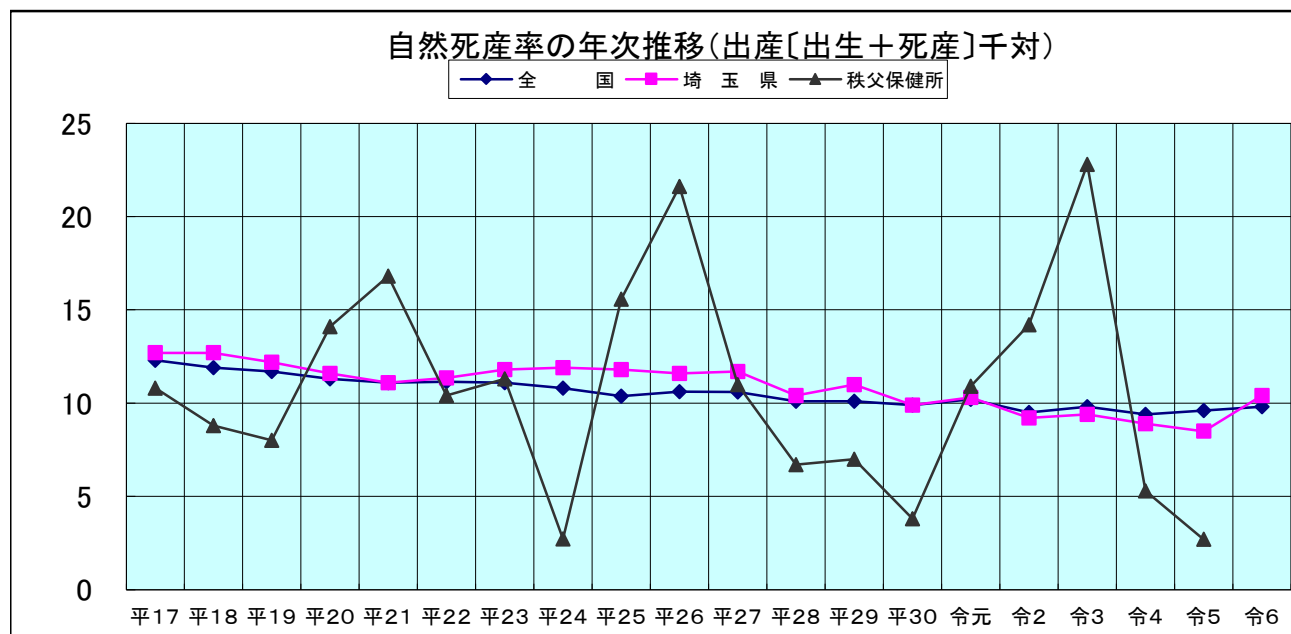
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
埼 玉 県	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7	0.5	0.6	0.8	0.5	0.5
秩父保健所	2.6	-	1.2	1.3	1.3	1.5	1.4	1.5	-	3.2	-	3.6	-	-	-	-	2.7	2.7	-	-

キ 死産率の推移



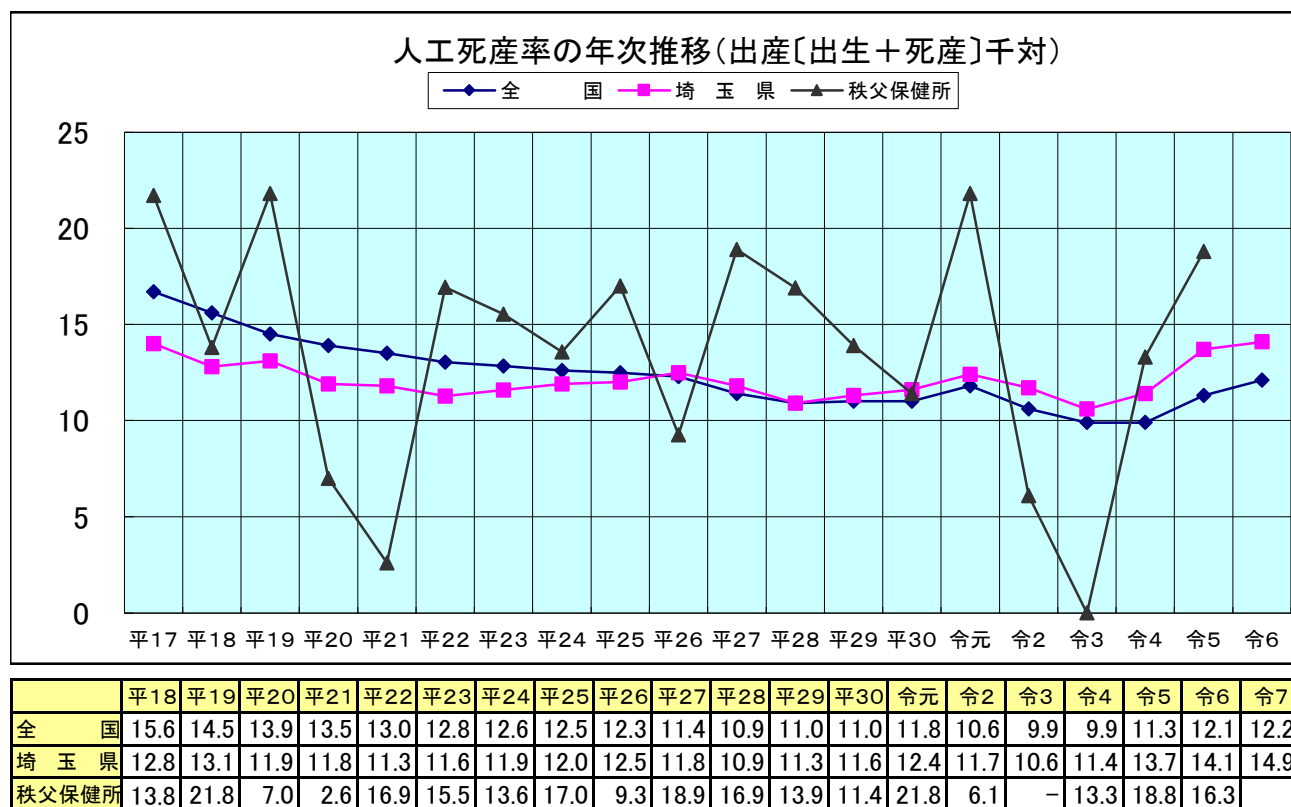
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	27.5	26.2	25.2	24.6	24.2	23.9	23.4	22.9	22.9	22.0	21.0	21.1	20.9	22.0	20.1	19.7	19.3	20.9	21.8	22.3
埼 玉 県	25.5	25.3	23.4	22.9	22.6	23.4	23.8	23.8	24.2	23.5	21.3	22.3	21.6	22.7	20.9	20.0	20.3	22.2	24.5	24.8
秩父保健所	22.6	29.8	21.1	19.4	27.3	26.8	16.3	32.6	30.9	29.9	23.6	20.9	15.2	32.8	20.3	22.8	18.6	21.4	26.1	

〔自然死産率〕

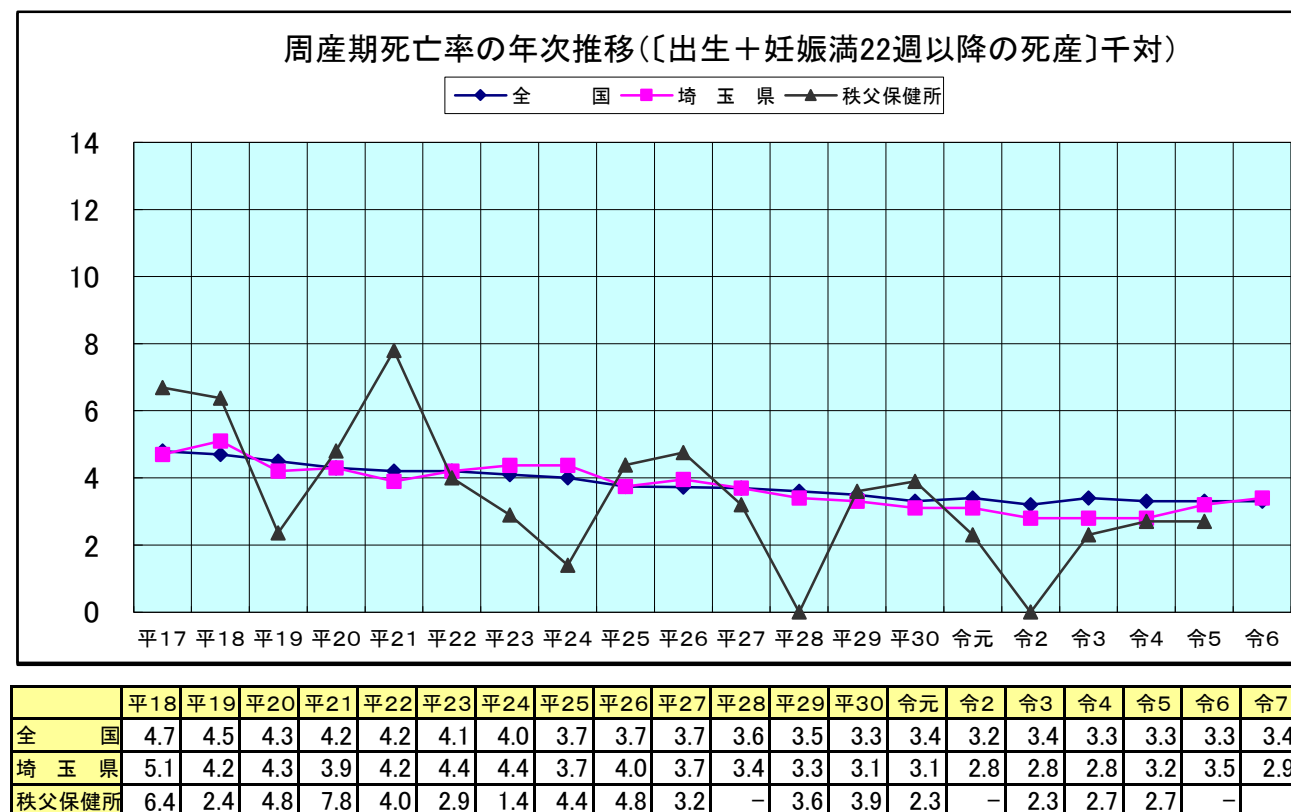


	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	11.9	11.7	11.3	11.1	11.2	11.1	10.8	10.4	10.6	10.6	10.1	10.1	9.9	10.2	9.5	9.8	9.4	9.6	9.8	10.2
埼 玉 県	12.7	12.2	11.6	11.1	11.3	11.8	11.9	11.8	11.6	11.7	10.4	11.0	9.9	10.3	9.2	9.4	8.9	8.5	10.4	9.8
秩父保健所	8.8	8.0	14.1	16.8	10.4	11.3	2.7	15.6	21.6	11.0	6.7	7.0	3.8	10.9	14.2	22.8	5.3	2.7	9.8	

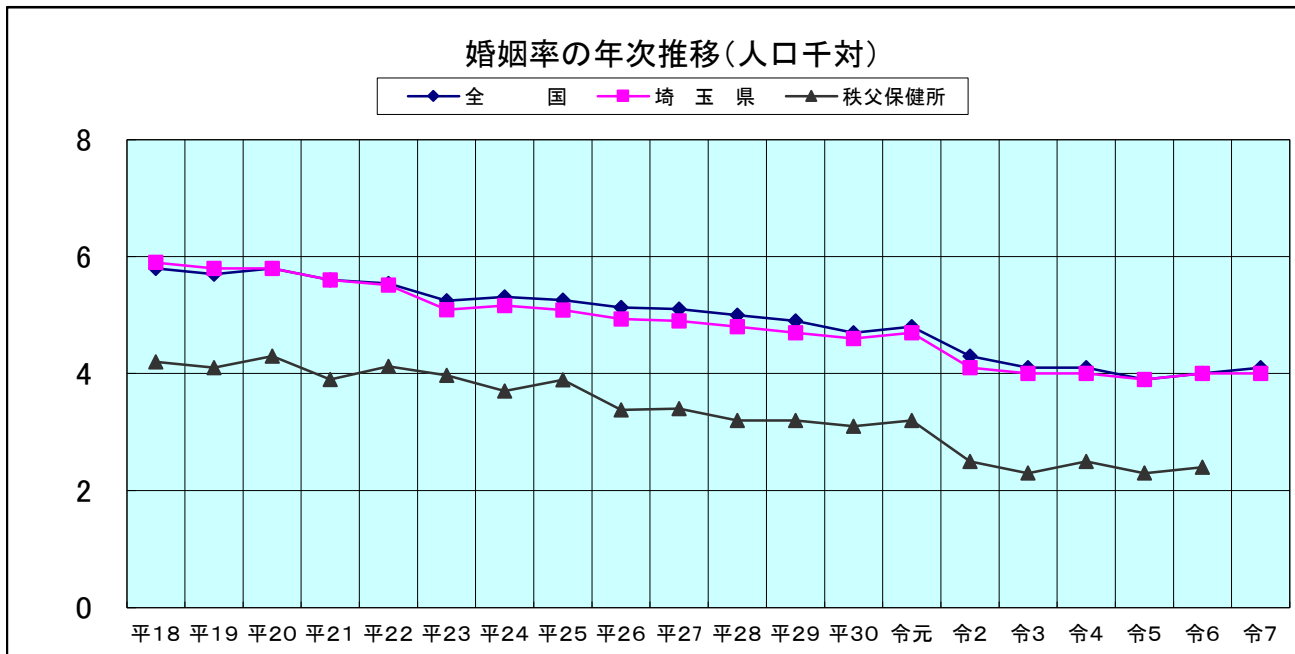
〔人工死産率〕



ク 周産期死亡率の推移

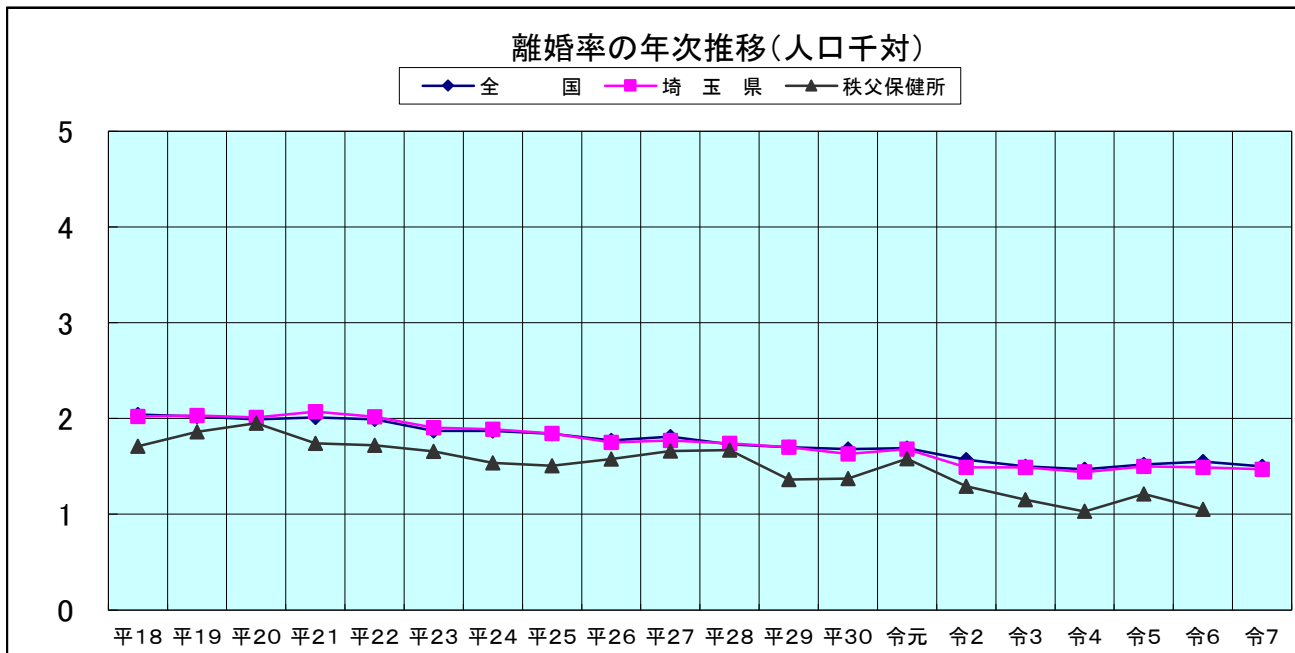


ケ 婚姻率の推移



	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9	4.0	4.1
埼 玉 県	5.9	5.8	5.8	5.6	5.5	5.1	5.2	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.6	4.7	4.1	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0
秩父保健所	4.2	4.1	4.3	3.9	4.1	4.0	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.1	3.2	2.5	2.3	2.5	2.3	2.4	

コ 離婚率の推移



	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
全 国	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47	1.52	1.55	1.50
埼 玉 県	2.02	2.03	2.01	2.07	2.02	1.90	1.89	1.84	1.75	1.77	1.74	1.70	1.63	1.68	1.49	1.49	1.44	1.50	1.49	1.47
秩父保健所	1.71	1.86	1.95	1.74	1.72	1.66	1.53	1.51	1.58	1.66	1.67	1.36	1.37	1.58	1.29	1.15	1.03	1.21	1.05	

第5 参考資料

1 秩父保健所感染症診査協議会委員

令和8年9月1日現在

氏 名	委員構成
石塚 史郎	医 師
奥野 暁子	医 師
島村 寿男	医 師
増田 豊	司法書士
高野 豊子	退職女性校長会・元人権擁護委員

2 埼玉県秩父地域保健医療協議会委員

令和8年9月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
西 秀夫	秩父郡市医師会 会長
吉田 明弘	秩父郡市歯科医師会 会長
今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
石塚 大輔	石塚内科胃腸科医院 院長
吉野 進午	全国健康保険協会埼玉支部 業務グループ長
村田 和也	長瀬町 町民課長
新井 寛子	秩父市立病院 看護部長
長妻 容子	横瀬町母子愛育会 会長
宮前 治代	秩父市食生活改善推進員協議会 会長
千島 裕美子	秩父市 保健医療部長
平沼 朋子	横瀬町 健康子育て課長
太幡 和也	皆野町 健康こども課長
福島 陽子	長瀬町 健康こども課長
犬木 康博	小鹿野町 健康づくり課長
鈴木 和行	秩父消防本部 消防長
田中 良知	秩父保健所 所長

3 埼玉県秩父地域医療構想調整会議委員

令和8年9月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
西 秀夫	秩父郡市医師会 会長
吉田 明弘	秩父郡市歯科医師会 会長

今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
坂井 謙一	医療法人花仁会秩父病院 院長
山田 昌樹	医療生協さいたま生活協同組合秩父生協病院 院長
桂 浩二	医療法人俊仁会秩父第一病院 院長
池田 真仁	医療法人彩清会清水病院 病院長
吉野 友康	医療法人徳洲会皆野病院 院長
山下 拓斗	国民健康保険町立小鹿野中央病院 院長
吉野 進午	全国健康保険協会埼玉支部 業務グループ長
村田 和也	長瀬町 町民課長
新井 寛子	秩父市立病院 看護部長
千島 裕美子	秩父市 保健医療部長
平沼 朋子	横瀬町 健康子育て課長
太幡 和也	皆野町 健康こども課長
福島 陽子	長瀬町 健康こども課長
犬木 康博	小鹿野町 健康づくり課長
田中 良知	秩父保健所 所長

4 埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議委員

令和8年9月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
西 秀夫	秩父郡市医師会 会長
吉田 明弘	秩父郡市歯科医師会 会長
今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
吉野 友康	医療法人徳洲会皆野病院 院長
小林 悟	有限会社秩父薬剤師会調剤センター 代表取締役
新井 寛子	秩父市立病院 看護部長
北堀 敏宏	秩父市 総務部次長兼危機管理課長
千島 裕美子	秩父市 保健医療部長
逸見 和秀	横瀬町 総務課長
平沼 朋子	横瀬町 健康子育て課長
橋本 賢伸	皆野町 総務課長
太幡 和也	皆野町 健康こども課長
染野 和明	長瀬町 総務課長

福島 陽子	長瀬町 健康こども課長
島崎 健司	小鹿野町 総務課長
犬木 康博	小鹿野町 健康づくり課長
鈴木 和行	秩父消防本部 消防長
田中 良知	秩父保健所 所長

5 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員

令和8年9月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
大久保 毅	医療法人俊仁会 秩父第一病院 副院長
宍戸 美智代	秩父訪問看護ステーション 所長
黒澤 裕里	秩父市 障がい者福祉課 主査
磯田 知子	横瀬町 福祉介護課 主査
山口 聡子	皆野町 健康こども課 主幹
大島 純代	長瀬町 健康こども課 主席主任
倉林 千恵子	小鹿野町 健康づくり課 保健師
春日 康宏	秩父公共職業安定所 所長
小林 弘	秩父消防本部 警防課 主席主幹
新井 薫	
高橋 幾子	社会福祉法人カナの会 フレンドリー 管理者
田中 良知	秩父保健所 所長

6 関係団体

令和8年9月1日現在

団 体 名	会長（代表者）	備 考
秩父郡市医師会	西 秀夫	
秩父郡市歯科医師会	吉田 明弘	
秩父郡市薬剤師会	今泉 直樹	
秩父保健所管内食品環境衛生協会	島田 憲明	
秩父保健所管内狂犬病予防協会	山田 厳	皆野町 町民生活課長
秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	原嶋 由紀子	
秩父郡市精神保健福祉会	山崎 かや	
秩父地域保健師会	青木 陽子	皆野町 福祉課長

7 健康相談等日程表

(1) 健康相談

令和8年9月1日現在

相 談 内 容	実 施 日	受付時間	対象者等
子どもの心の健康相談（医師）	5月・9月 第2水曜日	13:30～15:00	（予約制）
子どもの心の健康相談（公認心理師）	偶数月第3木曜日	14:00～16:00	（予約制）
ひきこもり専門相談	奇数月第1火曜日	13:30～15:00	（予約制）
HIV・性感染症検査・相談〔B型・C型肝炎検査を含む。〕	毎月第2水曜日	9:00～10:00	（予約制）
	毎月第4火曜日	9:00～10:00	（予約制）

※ 随時、電話相談も受け付けています。

祝日等の場合は変更又は中止することがあります。

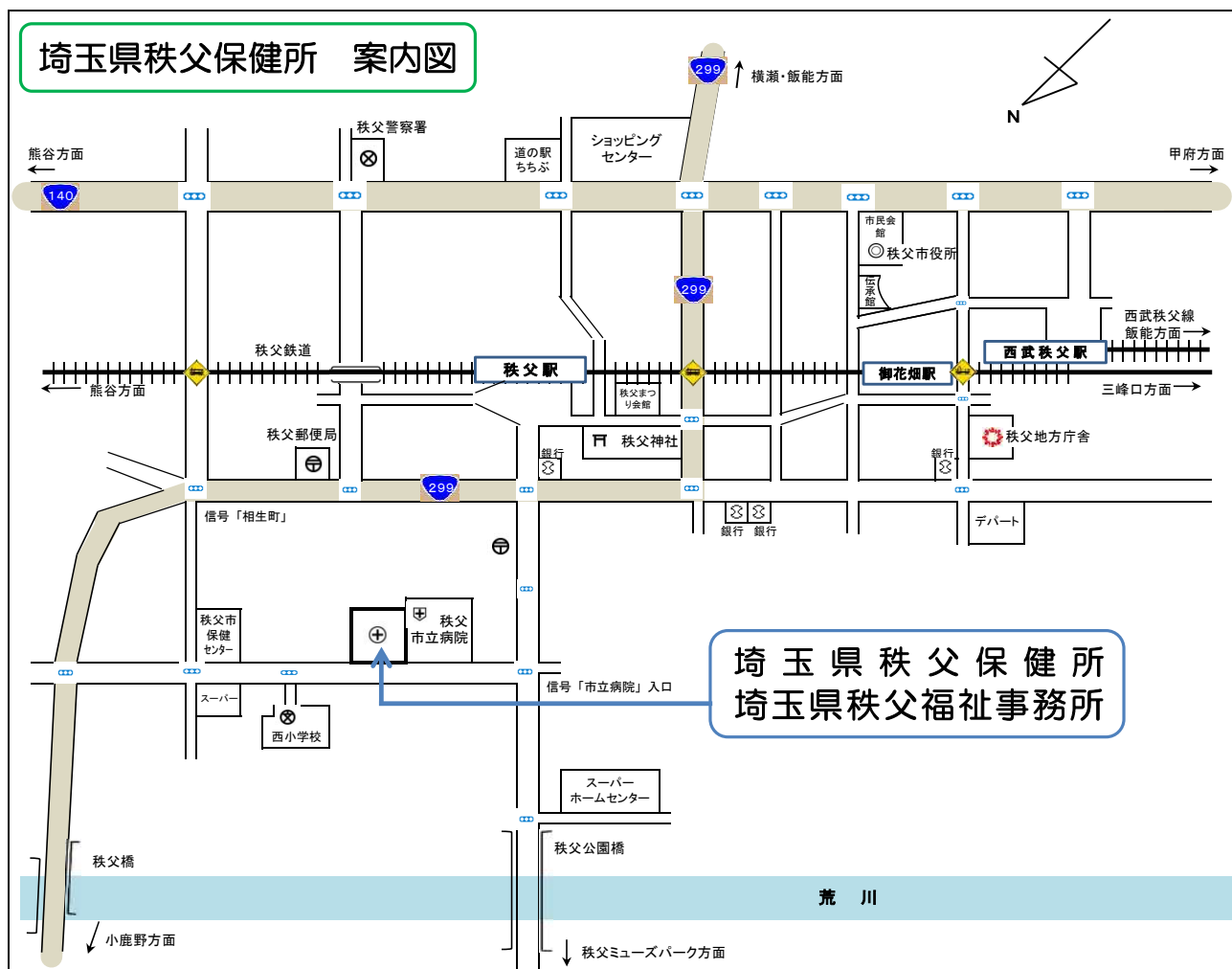
(2) 検査

令和8年9月1日現在

検 査 項 目	受 付 日	受付時間	備 考
水 質 検 査	毎月第2・4月曜日	9:00～10:00	

※ 祝日等の場合は実施していません。

翌日が祝日等の場合は、変更又は中止することがあります。



令和8年度版 事業概要

令和8年9月発行

編集・発行 埼玉県秩父保健所

〒368-0025 埼玉県秩父市桜木町8番18号

電話 0494-22-3824

FAX 0494-22-2798

メールアドレス t223824@pref.saitama.lg.jp

ホームページURL <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0713/>